

横浜市子供を虐待から守る条例に基づく 令和5年度実施状況報告



平成26年6月に制定された本条例に基づき、令和5年度の実施状況を報告します。(15条)

1 横浜市の体制（4条関係）

通告受理機関に専門的な知識及び技術を有する職員を配置し、区役所と児童相談所の連携強化及び人材育成等を行い、児童虐待に対する相談・対応、総合的な支援の充実を図りました。(P. 2～4)

- 区役所及び児童相談所の職員の適正配置
- 区役所と児童相談所の連携強化、人材育成のための研修
 - 区と児童相談所の連携強化のため、双方向で支援の実践を学ぶ実地研修の実施
 - 区こども家庭支援課への児童精神科医師によるコンサルテーションの実施やスーパーバイザー派遣

2 市の責務（4条関係）

市民及び関係機関等と連携し、児童虐待の予防、早期発見や子育て支援事業などの支援策の充実、関係機関の取組支援や要保護児童対策地域協議会の活性化などに取り組みました。(P. 5～18)

- 子育て支援事業の充実
 - 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に訪問して情報提供等を行う「こんにちは赤ちゃん訪問事業」
- 児童虐待の予防・早期発見
 - 母子保健コーディネーターによる妊娠届時から産後4か月までの継続した支援
 - 妊娠等に悩む方々が電話やメール、SNSで気軽に相談できる窓口「にんしんSOSヨコハマ」
 - 妊娠・出産・育児期に支援が必要な方を早期に把握し、速やかに支援を開始するための「医療機関における情報提供書等を活用した情報提供」
- 関係機関が行う虐待の防止のための取組の支援
 - 「横浜市児童虐待防止医療ネットワーク(YMN)」での虐待事例の診断や連携等をテーマにした事例検討等
- 要保護児童対策地域協議会の円滑な運営、活性化
 - 協議会の代表者会議「横浜市子育てSOS連絡会」や実務者会議「区虐待防止連絡会」の開催
- 精神保健に関する医師の相談や診療を受けやすい環境の整備
 - 精神科医による産後うつ等の心の不調がある妊産婦とその家族向け「おやこの心の相談事業」を7区で実施
- 子供が一人の人間として尊重され、虐待から守られるための啓発及び相談先の情報提供
 - こども本人向けの啓発動画を配信し、こども本人からの相談先の周知
 - 「こども虐待防止市民サポーター講座」の開催
- 配偶者に対する暴力への対応との連携強化
 - 区こども家庭支援課で把握したDVと児童虐待が併存する案件を組織的に協議して対応
- 調査研究の実施、必要な広報啓発活動及び教育の実施
 - 小・中学生等を対象にした、赤ちゃんふれあい体験などの「思春期健康教育」等の実施
 - 重篤事例等検証委員会を開催し、令和4年度に発生した虐待による死亡事例3例の検証を実施

3 市民の責務（5条関係）・関係機関等の責務（7条関係）

虐待を受けたと思われるこどもを発見した場合の速やかな通告や、市民及び関係機関の責務として児童虐待防止に向けた取組が行われました。(P. 19～23)

- 横浜市子育てSOS連絡会構成機関の児童虐待防止に対する取組

4 通告及び相談に係る対応等（8条関係）

通告受理機関（児童相談所、区こども家庭支援課）は、児童虐待の通告に対し、速やかに調査を行いこどもの安全確認を迅速に行うとともに、相談しやすい環境づくりに努めました。(P. 24～26)

- 児童虐待に係る通告・相談に対して通告受理機関が調査等の対応をした件数（総数14,035件：区役所4,429件、児童相談所9,606件）※別紙資料1
- よこはま子ども虐待ホットライン（24時間365日、フリーダイヤル）での相談・通告の受付（受付件数：3,545件）
- かながわ子ども家庭110番相談LINEでの相談の受付（受付件数：2,266件）



5 情報の共有等（9条関係）

市及び関係機関は、それぞれが持つ情報を共有しながら、要保護児童対策地域協議会等での連携・協力を図り、支援方法の確認や継続的な支援を行いました。(P. 27～28)

- 児童相談所と神奈川県警察の児童虐待事案に係る連携協定に基づく、保有情報の提供・共有（4,810件）
- 進行管理台帳への登録（5年度末5,175人）
- 個別ケース検討会議の開催（1,942回開催）

6 虐待を受けた子供に対する保護及び支援等（10条関係）

関係機関と連携し、虐待を受けたこどもに対する適切な保護、心身の安全を図るための支援を行いました。(P. 29～31)

- 児童家庭支援センターによる養育家庭の支援（18か所63,515件）
- 里親・ファミリーホームへの委託（5年度末委託児童数 里親110人、ファミリーホーム30人）

7 虐待を行った保護者への支援、指導等（11条関係）

親子関係再構築のための支援や、問題を抱える家庭に対する支援を行い、児童虐待の発生・再発防止に努めました。(P. 32～33)

- 親子関係の再構築とこどもの家庭復帰のための「家族再統合事業」の実施
- 児童虐待等の問題を抱える家庭への「養育支援家庭訪問事業」の実施
- 医療機関委託による、保護者に対する「カウンセリング強化事業」の実施

8 妊娠中の女性及び胎児の健康保持等（12条関係）

健やかな妊娠と出産のため、妊婦健康診査や歯科健康診査の受診勧奨、親になる準備のための教室等を実施し、妊娠中の支援を行いました。(P. 34)

- 妊婦健康診査費用補助券交付、妊婦歯科健康診査無料受診券交付による受診勧奨
- 就労中の妊婦や夫婦での参加に配慮した両親教室の土曜日開催の実施

9 子供虐待防止の啓発（13条関係）

区、局、児童相談所で、児童虐待防止に関する啓発活動を実施しました。(P. 35～37)

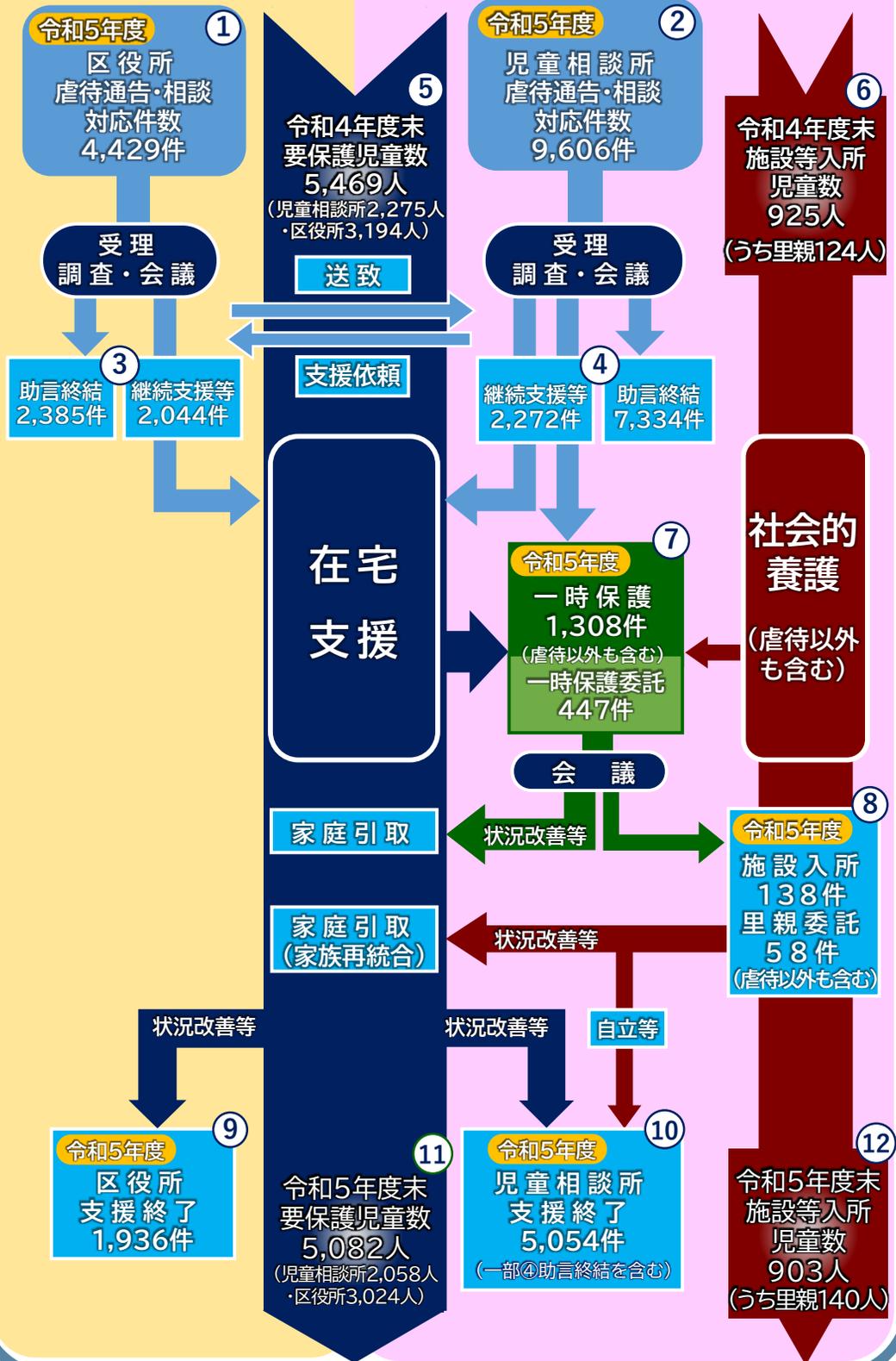
- 区民向けイベントでの啓発、講演会等の実施
- 体罰等によらない子育てとこども本人向けの啓発動画を配信し、インターネットやSNS、公共交通機関を活用した広報啓発を実施
- 「こども虐待防止市民サポーター講座」の開催
- 包括連携協定の取組の一環として、企業と連携したオレンジリボンキャンペーン等の実施



令和5年度 区役所と児童相談所における児童虐待対応・支援のながれ

区役所による支援

児童相談所による支援



① ② 令和5年度の区役所と児童相談所の虐待通告・相談対応件数は、区役所が4,429件、児童相談所が9,606件です。

③ ④ 区役所の2,385件、児童相談所の7,334件は、助言等を行い、支援を終了し、区役所の2,044件、児童相談所の2,272件は、継続的な支援等を行っています。

⑤ ⑥ 令和4年度末の、在宅支援中の要保護児童は5,469人、施設等に入所している児童が925人でした。施設等入所児童のうち、里親委託児童は124人でした。

⑦ 令和5年度中に、在宅支援等から一時保護となった件数は、虐待以外も含め、一時保護所で1,308件、一時保護委託として施設等で保護となった件数は447件でした。

⑧ 令和5年度中に、一時保護の後に施設入所となった件数は、虐待以外も含め、138件、里親委託は58件でした。

⑨ ⑩ 在宅支援、施設入所等の児童のうち、区役所の1,936件、児童相談所の5,054件が令和5年度中に支援終了となりました。

⑪ ⑫ 令和5年度末時点で、在宅支援中の要保護児童は5,082人、施設等入所児童は903人、うち里親委託児童は140人でした。

※⑤以降の数値は令和5年度以前からの継続支援ケースを含む

令和5年度 里親逮捕事案に対する振り返りについて

1 趣旨

令和5年11月13日に、里子の養育を委託していた里父が里子の顔を複数回殴るなどの暴行を加えた疑いで港北警察署に逮捕され、令和6年3月13日に懲役1年、執行猶予4年の有罪判決を受けました。

この事案を受けて、本市として振り返りを行い、児童福祉審議会児童部会及び里親部会からも意見をいただいた上で、里親認定から委託後の支援に至るまでの各段階における課題と改善策についてまとめましたので報告します。

2 振り返りの実施方法

(1) 内部振り返り

令和6年1月から3月にかけて、所管の児童相談所長のほか、他の児童相談所及び関係部署の職員で意見交換を行い、各段階での課題及び改善策を議論しました。

(2) 児童福祉審議会への報告及び意見聴取

令和6年1月から3月にかけて、児童福祉審議会児童部会及び里親部会において、振り返りの内容について報告し、意見聴取を行いました。

- 1月25日(木) 児童福祉審議会児童部会において、被措置児童虐待案件として審議を行い、「振り返り」に向けての意見聴取を実施
- 2月14日(水) 児童福祉審議会里親部会において、「振り返り」の中間報告と意見聴取
- 3月28日(木) 児童福祉審議会児童部会及び里親部会において、「振り返り」の最終報告

※児童部会：児童相談所の措置等に当たっての意見聴取、児童福祉施設（他の部会で所管するものを除く）の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事、その他児童の援助に関する事を審議

※里親部会：里親の認定、その他里親に関する事を審議

3 各段階での主な課題と改善策

(1) 里親認定時

【課題】里父の里親認定前の施設実習時等の様子から見られた懸念点を、児童相談所が里親部会へ報告していなかった。

【改善策】

ア 児童相談所が里親部会で説明する際に、里親認定に当たって懸念点がある候補者については、当該懸念点を必ず部会へ報告する。

イ 委託にあたっての留意点や必要な里親支援についても里親部会でご意見をいただき、特に懸念点への部会意見や実習先からの報告事項は、里親台帳やケース記録にも確実に記載して、委託後の支援に生かしていく。

(2) 里親と児童のマッチング及び委託開始前まで

【課題】 委託開始前に児童相談所が里親の児童への対応力を十分に確認できなかった。

【改善策】

ア 必要に応じて里親認定後研修の実施を検討し、受講状況も踏まえて委託検討を行う。

イ 里親委託のマッチングの際には、児童相談所の担当職員のバイアスが掛かることも意識するとともに、責任職としても、担当職員が検討した対応案について適切に判断する。

(3) 里親委託後の支援のあり方

【課題】 委託後に里母の疲労感を担当職員は把握していたが、児童相談所に相談できなかった理由を探っていなかった。

【改善策】

ア 里親が児童相談所に直接相談しづらい場合には、児童相談所以外の相談機関である里親フォースタリング機関や里親会における相談機能を生かしていく。

イ 児童の委託後は里親家庭にとって特に生活の変化が大きいため、委託後半年程度は重点的なサポートを行う。

(4) 虐待が疑われる際の対応方法

【課題】 担当職員は、里子にあざがあることを把握していたが、里子のパーマネンシー保障(※)の観点から委託を継続させたいと担当職員が判断し、児童相談所内での情報共有や組織的な検討、判断が十分行われていなかった。

(※)パーマネンシー保障：児童にとっての永続的な養育環境を保障すること。

【改善策】

ア 里子に不自然な外傷などがあつた際は、児童相談所の医師との情報共有を行った上で対応を検討し、このような怪我を把握した際には、援助方針会議に諮り、里親であっても一般家庭での怪我の把握と同様に対応していく。

イ 里子のパーマネンシー保障の観点から「措置解除」という選択を取りづらい担当職員の主観を基に判断せず、虐待対応チームと連携し、怪我の状況等を冷静かつ客観的に判断し「措置の継続または解除」を決定する。



令和5年度

「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づく
実施状況報告書

令和6年9月

横浜市

目次

はじめに	1
1 横浜市の体制（第4条関係）	2
（1）通告受理機関に専門的な知識及び技術を有する職員の適正配置（第4条第4項）	2
（2）区と児童相談所の連携強化（第4条第2項）	3
（3）専門的な職員の育成（第4条第4項）	4
2 市の責務（第4条関係）	5
（1）子育て支援事業（児童福祉法第21条の9に規定）の充実（第4条第1項）	5
（2）児童虐待の予防・早期発見（第4条第2項）	8
（3）関係機関が行う虐待の防止のための取組の支援（第4条第3項）	10
（4）要保護児童対策地域協議会の円滑な運営、活性化（第4条第5項）	14
（5）精神保健に関する医師の相談や診療を受けやすい環境の整備（第4条第6項）	15
（6）子供が一人の人間として尊重され、虐待から守られるための啓発及び相談先の情報提供（第4条第7項）	15
（7）配偶者に対する暴力への対応との連携強化（第4条第8項）	16
（8）調査研究の実施、必要な広報啓発活動及び教育の実施（第4条第9項）	16
3 市民の責務（第5条関係）・関係機関等の責務（第7条関係）	19
（1）虐待を防止するための施策への協力、早期発見、啓発等（第7条第1項、第2項、第5項）	19
（2）虐待を受けたと思われる子供を発見した場合の通告義務（第5条第3項、第7条第3項）	23
4 通告及び相談に係る対応等（第8条関係）	24
（1）通告の調査、子供の安全確認を行うための措置（第8条第1項）	24
（2）通告及び虐待に係る相談に常時対応する体制の整備（第8条第2項）	25
（3）通告及び虐待に係る相談がしやすい環境づくり（第8条第3項）	25
5 情報の共有等（第9条関係）	27
（1）保有する情報の共有、地域協議会の活用・相互連携体制の整備（第9条第1項）	27
（2）要保護児童の転居に伴う引継ぎの徹底（第9条第2項）	28
6 虐待を受けた子供に対する保護及び支援等（第10条関係）	29

(1) 関係機関と連携した子供の適切な保護及び支援（第 10 条第 1 項）	29
(2) 医療機関の従事者、学校の教職員、児童福祉施設の職員等の適切な保護及び支援に ついての市への協力（第 10 条第 2 項）	29
(3) 児童福祉法に基づく権限の行使（第 10 条第 3 項）	29
(4) 警察への援助要請（第 10 条第 4 項）	30
(5) 措置、一時保護等の解除時の配慮（第 10 条第 5 項）	30
7 虐待を行った保護者への支援、指導等（第 11 条関係）	32
(1) 虐待を行った保護者に対し、子供との良好な関係を再構築するための支援（第 11 条第 1 項）	32
(2) 虐待の再発防止のための指導又は助言その他の支援（第 11 条第 2 項）	32
8 妊娠中の女性及び胎児の健康保持等（第 12 条関係）	34
(1) 妊娠中の女性への保健指導及び健康診査（第 12 条第 1 項）、妊娠中の女性とその 配偶者及び同居者への支援（第 12 条第 2 項）	34
9 子供虐待防止の啓発（第 13 条関係）	35
(1) 区こども家庭支援課が実施した啓発活動（第 13 条）	35
(2) こども青少年局が実施した啓発活動（第 13 条）	35
10 資料	38

はじめに

「横浜市子供を虐待から守る条例」は、子供に優しい街を目指し、子供が虐げられ、傷つくことが決してないように、全ての市民が一体となって、地域の力で子供と家庭を支える環境づくりを構築するため、議員提案により平成26年6月5日に制定され、平成26年11月5日から施行しました。

この条例は、子供を虐待から守るための基本理念を定め、虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた子供の保護その他子供を虐待から守るための施策の基本的事項を定めて、子供を虐待から守る施策を総合的に推進し、子供の心身の健やかな成長に寄与することを目的としています。

平成28年の児童福祉法の改正、令和元年の児童虐待防止法の改正を踏まえ、本市全体で子供を虐待から守るための取組を推進することを目的に、条例の基本理念をはじめ、市、市民、保護者の責務を中心に、令和3年10月に本条例の一部改正を行いました。体罰など子供の品性を傷つける行為がなく、全ての子供が一人の人間として尊重され、健やかに成長することができる社会の形成に取り組むことなどを追記しています。

横浜市のこれまでの取組では、平成26年1月に「横浜市子ども虐待対応における連携強化指針」を策定し、区と児童相談所それぞれの強み・役割を活かした協働の方法や内容を具体的に示しました。これを受け、平成26年4月に、全区のこども家庭支援課に「虐待対応調整チーム」を設置し、児童虐待通告の受理機関としての役割や、関係機関との連絡調整など要保護児童対策地域協議会の事務局機能を担うこととなりました。

また、平成28年の児童福祉法改正において、市町村が児童及び妊産婦の福祉に関する必要な支援を行うための拠点の整備に努めることが規定されたことを受け、本市では、令和3・4年度の2か年で「子ども家庭総合支援拠点」機能を全区のこども家庭支援課に整備しました。拠点機能の一環として、児童虐待通告・相談に迅速かつ適切に対応し、区が主担当の要保護児童等の進行管理等に専従する担当として「こどもの権利擁護担当」を配置しました。

一方、児童相談所は、専門的な知識及び技術が必要な事例の相談に応じ、一時保護等の法的対応や児童福祉施設への入所措置、里親委託等を行い、こどもの最善の利益を実現するために、児童相談所としての役割を果たしています。また、区と適切な役割分担・連携を図り、区に対する必要な支援も行っています。

地域、関係機関に対しては、条例の内容等について周知・広報に努めるとともに、関係機関との連携を強化するため、児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会の活性化に取り組みました。

令和5年度は、関係機関等の御協力のもと、地域との連携や協働をより一層推進させ、虐待の発生予防から重篤化防止に取り組むとともに、こどもを虐待から守り、体罰によらない子育てを広げるための虐待予防にも取り組み、広報啓発や関係機関ネットワークの更なる強化を図りました。

以下、本報告書では、令和5年度の条例に関する取組について報告します。

1 横浜市の体制（第4条関係）

(1) 通告受理機関に専門的な知識及び技術を有する職員の適正配置（第4条第4項）

ア 児童相談所組織・構成

令和5年4月現在の職員数は職員499人です。

【参考】その他職員 計151人（短時間再任用1人 月額会計年度任用職員150人）

令和5年度には児童心理司10人、一時保護担当係長4名、一時保護所児童指導員2名、一時保護所保育士2人、合計18人を増員し、相談支援体制の強化を図りました。

所名	中央児童相談所	西部児童相談所	南部児童相談所	北部児童相談所
敷地面積	1,967.97㎡	2,611.22㎡	1,640.20㎡	18,896.63㎡
建物延べ面積 【保護所】	4,476.47㎡ ※保護所含む	7,129.36㎡（内児相分6,310.65㎡） ※保護所含む	961.65㎡ 【1501.74㎡】	30,764.19㎡（内児相分2,976.41㎡） 【997.48㎡】
組織図	<p>令和5年4月13日現在</p> <p>所長 (児童相談所統括担当係長)</p> <p>副所長</p> <ul style="list-style-type: none"> 庶務係長 <ul style="list-style-type: none"> 事務 4 事務(1) 運転者(2) 一時保護係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童指導員 10 保育士 29 保育士(8) 保健師 2 心理療法担当(2) 学習指導員(8) 栄養士(1) 虐待対応・相談連携課長 <ul style="list-style-type: none"> 担当係長 事務 3 担当係長 社会福祉 1 担当係長 保健師 1 虐待対応専門幹(1) むすび相談員(9) 虐待対応専門員(13) 支援課長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 7 相談調整係長 <ul style="list-style-type: none"> 保健師 1 相談調整員(2) 電話相談担当 1 電話相談員(2) 相談指導担当係長 児童福祉司 20 相談指導担当係長 保健師 1 相談指導担当係長 虐待対応協力員(1) 相談指導担当係長 児童心理司 21 このころのケア係長 心理判定員(1) このころのケア係長 事務(1) このころのケア係長 精神科医師(2) このころのケア係長 小児科医師(2) 担当課長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 32 支援係長 担当係長 保健師 2 支援係長 担当係長 事務(1) 支援係長 担当係長 児童相談所統括専門員(1) 家庭支援 担当係長 児童福祉司 1 障害児支援 担当係長 児童福祉司 1 法務担当課長 医師担当課長 <p>正規職員 180人 短時間再任用職員 1人 月額会計年度任用職員 68人 計249人（ほか委嘱医師4人）</p>	<p>所長</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談調整係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 4 保健師 1 相談調整員(1) 担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 庶務 3 運転者(1) 施設業務員(2) 相談指導担当係長 児童福祉司 13 相談指導担当係長 保健師 1 相談指導担当係長 虐待対応協力員(1) 相談指導担当係長 児童福祉司 1 相談指導担当係長 児童福祉司 1 <p>支援課長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 24 担当係長 保健師 2 担当係長 事務(1) <p>家庭支援 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 1 担当係長 児童福祉司 1 <p>障害児支援 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 1 担当係長 児童福祉司 1 <p>このころのケア係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童心理司 15 心理判定員(1) 事務(1) 精神科医師(2) 小児科医師(2) <p>一時保護 <ul style="list-style-type: none"> 児童指導員 6 係長 保育士 20 係長 保育士(6) 調理員(3) 看護師(2) 心理療法担当(1) 学習指導員(4) 栄養士(1) <p>自立支援 <ul style="list-style-type: none"> 児童指導員 5 担当係長 保育士 3 担当係長 看護師(2) 担当係長 心理療法担当(1) 担当係長 学習指導員(2) <p>医師担当課長</p> <p>正規職員 114人 短時間再任用職員 0人 月額会計年度任用職員 36人 計150人（ほか委嘱医師4人）</p> </p></p></p></p></p></p>	<p>所長</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談調整係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 6 保健師 1 相談調整員(1) 担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 庶務 3 運転者(1) 相談指導担当係長 児童福祉司 16 相談指導担当係長 保健師 1 相談指導担当係長 虐待対応協力員(1) 相談指導担当係長 児童福祉司 1 相談指導担当係長 児童福祉司 1 <p>支援課長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 24 担当係長 保健師 2 担当係長 事務(1) 児童福祉司 24 担当係長 保健師 2 担当係長 事務(1) 児童福祉司 24 担当係長 保健師 2 担当係長 事務(1) <p>家庭支援 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 1 担当係長 児童福祉司 1 <p>障害児支援 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 1 担当係長 児童福祉司 1 <p>このころのケア係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童心理司 16 心理判定員(1) 事務(1) 精神科医師(3) 小児科医師(1) <p>医師担当係長</p> <p>一時保護所担当課長 <ul style="list-style-type: none"> 一時保護 児童指導員 6 係長 保育士 19 係長 保育士(8) 保健師 2 事務 1 心理療法担当(2) 学習指導員(6) 栄養士(1) <p>正規職員 114人 短時間再任用職員 0人 月額会計年度任用職員 26人 計140人（ほか委嘱医師4人）</p> </p></p></p></p></p>	<p>所長</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談調整係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 7 保健師 1 相談調整員(1) 担当係長 <ul style="list-style-type: none"> 庶務 3 運転者(1) 相談指導担当係長 児童福祉司 19 相談指導担当係長 保健師 1 相談指導担当係長 虐待対応協力員(1) 相談指導担当係長 児童福祉司 1 相談指導担当係長 児童福祉司 1 <p>支援課長 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 28 担当係長 保健師 2 担当係長 事務(1) 児童福祉司 28 担当係長 保健師 2 担当係長 事務(1) 児童福祉司 28 担当係長 保健師 2 担当係長 事務(1) <p>家庭支援 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 1 担当係長 児童福祉司 1 <p>障害児支援 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 1 担当係長 児童福祉司 1 <p>このころのケア係長 <ul style="list-style-type: none"> 児童心理司 14 心理判定員(1) 事務(1) 精神科医師(2) 小児科医師(3) <p>一時保護所担当課長 <ul style="list-style-type: none"> 一時保護 児童指導員 5 係長 保育士 15 係長 保育士(11) 保健師 1 看護師(1) 心理療法担当(2) 学習指導員(4) 運転者(1) <p>医師担当課長</p> <p>正規職員 111人 短時間再任用職員 0人 月額会計年度任用職員 30人 計141人（ほか委嘱医師6人）</p> </p></p></p></p></p>

（ ）内は月額会計年度任用職員 （ ）内は嘱託委嘱医師
 ■ 総職員数 650人 【正規職員 499人 短時間再任用職員 1人 月額会計年度任用職員150人】（ほか委嘱医師 計17人）
 ■ 総職員数の内 児童福祉司 240人（国配置基準 232人） 児童心理司 71人（国配置基準 76人）

※配置基準について
 児童福祉司：児童相談所の所管人口3万人に1以上配置することを基本とし、その他加算があります。
 児童心理司：令和5年度までは経過措置があり、児童福祉司3人につき1人以上とされていますが、令和8年度からは児童福祉司2人につき1人以上配置することとなっています。

イ 区子ども家庭支援課「こどもの権利擁護担当」

令和4年度までに、「子ども家庭総合支援拠点」機能が全区に整備されました。こどもの権利擁護担当には、担当係長や保健師、社会福祉職のほか、子ども支援員を配置し、通告受理機関としての機能を担いました。

表 令和5年度 区子ども家庭支援課「こどもの権利擁護担当」の職員数

		職種	人数 (人)
正規職員		担当係長（社会福祉職）、保健師、 社会福祉職	54
会計年度 任用職員	子ども支援員 （支援・虐待担当）	保健師、社会福祉職、保育士、 教員免許所持者等	67
	子ども支援員 （心理担当）	公認心理師等	18
合計			139

(2) 区と児童相談所の連携強化（第4条第2項）

ア 「横浜市子ども虐待対応における連携強化指針」に基づく連携

平成26年1月に策定した「連携強化指針」に基づき、区と児童相談所それぞれの強み・役割を活かした協働での取組、連携強化を図っています。

イ 区子ども家庭支援課と児童相談所職員の实地研修

平成24年度から実施している实地研修は、区子ども家庭支援課と児童相談所の連携強化の推進及び児童虐待対応を適切に行うための人材育成を目的とし、責任職、保健師、社会福祉職が双方向で所管区又は児童相談所で実施するものです。

区子ども家庭支援課職員は、児童相談所で通告受理や調査を経験し受理会議等に参加することで、児童相談所の支援の実際を学びます。また、児童相談所職員は、区の各種事業や取組に参加することで、区子ども家庭支援課の支援の実際を学び、それぞれの機関に戻った後の連携や支援の組立てに活かしています。

表 实地研修実績

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
区子ども家庭支援課職員（人）	23	25	10	19	23
区子ども家庭支援課責任職（人）	9	9	8	5	12
児童相談所職員（人）	22	29	13	19	20
児童相談所責任職（人）	3	2	1	9	4

(3) 専門的な職員の育成（第4条第4項）

ア 職員研修

児童虐待対応に携わる専門職員の育成として、児童相談所と区こども家庭支援課の職員研修を実施しました。

表 職員研修実績

	元年度		2年度		3年度		4年度		5年度	
	実施回数 (回)	参加人数 (人)								
児童相談所 職員研修	231	4,086	361	5,343	466	8,333	293	4,290	253	4,961
区職員研修 (局主催)	9	525	10	453	26	2,033	26	1,501	21	876
区職員研修 (区主催)	65	1,431	74	1,884	94	2,291	80	2,186	84	1,416

イ 法定研修

児童福祉法並びに児童福祉法施行規則に基づき、児童福祉司、児童福祉司スーパーバイザー及び要保護児童対策調整機関の調整担当者に、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修等の受講が義務付けられています。

表 法定研修実施状況（年度ごとの研修修了者数）

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
児童福祉司任用前講習会（人）	51	85	45	67	29
児童福祉司任用後研修（人）	43	67	61	72	36
児童福祉司スーパーバイザー研修（人）	5	4	6	6	6
調整担当者研修（人）	24	21	27	13	22

ウ 児童精神科医によるコンサルテーション事業

児童虐待対応に関する知識と経験のある児童精神科医を、区こども家庭支援課が実施する所内検討会議、個別ケース検討会議、事例検討会議等に派遣し、区が行う支援に対し具体的な助言等を行う事業を実施しています。

【派遣回数 令和5年度 33回／年】

エ 要保護児童対策地域協議会調整機関機能強化 スーパーバイザー派遣事業

支援方針の明確化、関係機関との役割を整理し連携して支援ができるよう、児童福祉の専門家を、区こども家庭支援課が実施する所内検討会議、定期アセスメントの会議等に派遣し、実効性のある助言や指導を行う事業を実施しています。

【派遣回数 令和5年度 40回／年】

2 市の責務（第4条関係）

横浜市の責務として、児童虐待防止のため市民及び関係機関等と連携し、児童虐待の予防、早期発見や子育て支援事業などの支援策の充実を図るために必要な施策を実施しました。

(1) 子育て支援事業（児童福祉法第21条の9に規定）の充実（第4条第1項）

ア こんにちは赤ちゃん訪問事業

乳児家庭の孤立を防ぐため、生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭を地域の訪問員が訪問し、子育て支援に関する情報提供や育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供につなげました。

また、民生委員・児童委員、地域の子育て支援者等に訪問員を委任し、子育てを地域で見守る風土づくりに取り組みました。訪問員に対しては、出産直後の養育者の不安や悩みを傾聴し必要な支援に結びつけられるよう、新任者及び現任者研修を実施するとともに、各区で連絡会を開催し訪問員と区こども家庭支援課が連携して事業に取り組みました。

表 こんにちは赤ちゃん訪問の実施状況

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
訪問件数（件）	22,691	25,279*	23,203*	22,431	22,564

*新型コロナウイルス感染症流行下での対応（インターホン越しの訪問等）を含む

表 訪問員に対する研修の実施状況

年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
訪問員人数（人）		917	910	901	887	877
新任者 研修	実施回数（回）	2	—*	—*	1	1
	参加者数（人）	70	—*	—*	86	107
現任者 研修	実施回数（回）	3	—*	—*	—*	1
	参加者数（人）	746	—*	—*	—*	587
合計	実施回数（回）	5	—*	—*	1	2
	参加者数（人）	816	—*	—*	86	694

*新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、新任者研修については、2年度及び3年度は資料配布としました。現任者研修については、2年度～4年度は研修用の動画を作成・配布し、各区にて実施しました。

イ 育児支援家庭訪問事業

子育ての不安や孤立感を抱え継続的な支援が必要と認められる家庭に対して、区こども家庭支援課の保健師、育児支援家庭訪問員が家庭を訪問し、育児の相談・支援を行うほか、育児支援ヘルパーを一定期間派遣し、安定した養育ができるよう支援しました。

表 育児支援家庭訪問事業の実施状況

年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
育児支援 家庭訪問員	訪問世帯数（世帯）	412	385	457	381	383
	訪問回数（回）	3,582	3,852	4,122	2,667	2,933
育児支援 ヘルパー	訪問世帯数（世帯）	61	78	69	67	62
	訪問回数（回）	1,829	2,962	1,815	1,747	2,216

ウ 子育て短期支援事業

子どもを養育する家庭において、保護者の疾病、子育ての疲れ等の理由により、子どもの養育が一時的に困難になった場合、児童家庭支援センター等で短期的なこどもの預かりを行うことで、こどもや養育者への在宅支援の充実を図りました。

表 子育て短期支援事業の実績

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
ショートステイ（件）	830	729	569	566	646
トワイライトステイ（件）	2,512	2,742	3,125	3,082	3,339
休日預かり（件）	2,610	2,252	1,784	1,494	1,493

エ 地域子育て支援拠点事業

いつでも親子が交流でき、子育て相談、情報提供等の機能を持つとともに、地域の子育て支援活動のネットワークを進め、子育て支援の人材育成機能等も併せ持つ、総合的な子育て支援の拠点を設置しています。また、子育て期のいろいろな悩みごと、困りごと等について、専任スタッフ「横浜子育てパートナー」が相談者の気持ちに寄り添い、必要な情報を調べたり、適切な支援機関を紹介したりする「利用者支援事業」を行っています。

表 地域子育て支援拠点事業の実施状況

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実施施設数（か所） （うち、利用者支援事業実施施設数）	23 (23)	24 (23)	25 (24)	26 (25)	26 (26)
延べ利用者数（人）	467,858	300,554	399,167	483,091	547,417
延べ相談件数（人）	59,090	50,282	62,500	71,287	72,536

オ 親と子のつどいの広場事業

子育て中の親子が気軽に集い、子育てについて同じような不安や悩みを持つ仲間と団らん・交流する場を提供し、子育てに対する不安感、負担感の解消や家庭の養育力の向上を図ることを目的に実施しています。

表 親と子のつどいの広場事業の実施状況

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実施施設数（か所）	66	67	67	70	74
延べ利用者数（組）	96,538	67,720	83,935	91,711	100,922

カ 認定こども園及び保育所地域子育て支援事業

地域の親と子が遊び、交流し、相談できる場として、すべての市立保育所及び一部の認定こども園・認可保育所において、園庭開放、育児相談、育児講座等を行っています。

表 認定こども園及び保育所地域子育て支援事業の実施状況

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実施園数（か所）	37	38	38	38	38
延べ利用者数※（人）	46,937	16,314	17,094	21,214	28,658

※ こどもの数

キ 私立幼稚園等はまっ子広場事業

幼稚園等の園庭・園舎を利用して、園児や地域の幼児が友達や保護者とともに安全に楽しく遊んで過ごせる場、また保護者同士が子育てについて交流・情報交換できる場を設置しています。

表 私立幼稚園等はまっ子広場事業の実施状況

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実施園数（か所）	31	36	35	35	37
延べ利用者数（組）	38,432	27,869	32,823	33,380	18,323

※令和5年度から在園児を除く

ク 乳幼児一時預かり事業

保護者等のパート就労や疾病、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、リフレッシュしたい時など保護者の育児不安の解消を図り、負担を軽減するために、一時預かりを専門に行う施設で児童を預かる事業を実施しています。

表 乳幼児一時預かり事業の実施状況

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実施施設数（か所）	23	25	29	34	36
延べ利用者数（人）	85,716	56,423	69,025	88,916	96,796

ケ 一時保育事業（民間保育所等・市立保育所・横浜保育室）

保護者等のパート就労や疾病、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、保護者の育児不安の解消を図り、負担を軽減するために児童を預かる事業を認可保育所や横浜保育室で実施しています。

表 一時保育事業（民間保育所等・市立保育所・横浜保育室）の実施状況

年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
民間 保育 所等	実施施設数 （か所）	423	437	444	478	479
	利用者数（人）	109,886	74,322	82,362	83,000	92,367
市立 保育 所	実施施設数 （か所）	43	42	40	38	38
	利用者数（人）	8,391	4,875	4,826	4,683	6,388
横浜 保育 室	実施施設数 （か所）	39	30	22	17	10
	利用者数 （日分）	2,877	1,056	717	481	1,133

コ 横浜子育てサポートシステム事業

地域の中でこどもを預かってほしい人とこどもを預かる人が会員として登録し、会員相互の信頼関係のもとにこどもの預け・預かりを行うことで、地域ぐるみでの子育て支援を推進しています。

表 横浜子育てサポートシステム事業の実施状況

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
区支部（拠点）事務局（か所）	18	18	18	18	18
会員数（人）	14,935	14,376	14,701	15,640	17,361
活動援助実績（件）	60,908	36,896	45,114	46,586	66,619

（2）児童虐待の予防・早期発見（第4条第2項）

区こども家庭支援課では、市民からの通告・相談への対応に加え、各種福祉保健サービスの提供を通じて、児童虐待の予防・早期発見に取り組みました。

ア 産後母子ケア事業

家族等からの産後の支援を受けることが困難で、育児支援を特に必要とする母子及びその家庭を対象に、母子ショートステイや母子デイケアを行うことで、心身の安定と育児不安を解消するために実施しました。また、産後間もない時期に起こりやすい授乳トラブルや母乳育児への不安の解消に向け、外出が難しい産婦の家庭を助産師が訪問し、授乳に伴う悩みや赤ちゃんのケア等の相談対応を行う産後母子ケア事業（訪問型母子ケア）を実施しました。

表 産後母子ケア事業利用実績

年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
ショートステイ	利用実人数（人）	268	298	591	832	790
	利用延日数（日）	1,428	1,489	3,037	4,034	3,662
デイケア	利用実人数（人）	188	176	352	529	482
	利用延日数（日）	720	682	1,304	1,925	1,563
訪問型	利用実人数（人）	843	917	1,272	1,098	1,097
	利用延件数（件）	1,592	1,685	2,408	2,090	2,000

イ 妊娠届出時の看護職等による面談の実施

妊娠の届出をしたすべての妊婦を対象に、看護職等による個別面談を実施し、妊婦の心身の状況や家族の状況を把握するとともに、情報提供や相談支援を行いました。

表 妊娠の届出時の看護職による個別面談の実施状況

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
妊娠の届出者数（人）	28,749	27,121	26,142	25,218	24,216
個別面談実施率（％）	96.8	98.9	98.4	99.1	99.6

表 妊娠期から養育の支援を要する特定妊婦の把握状況（各年度3月末現在）

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
特定妊婦登録人数（人）	125	137	112	122	93

ウ 母子保健コーディネーターによる支援

子育て世代包括支援センターの機能として、母子保健コーディネーターが主に妊娠届出時から産後4か月までの継続した相談対応や母子保健サービスの利用紹介等を行うことで、妊婦や養育者の不安や負担の軽減を図りました。

【参考】横浜市版子育て世代包括支援センターとは

「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、市町村は子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施することとされました。横浜市では、区福祉保健センターと地域子育て支援拠点がそれぞれの特徴を活かして連携・協働することで、妊娠期から子育て期までの支援の充実を図っていきます。

エ 「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認」の実施

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において、緊急に実施すべき重点対策として「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施」が掲げられたことを受け、未就園で地域子育て支援拠点や一時預かり等の福祉サービス等を利用しておらず、家庭以外との接触がないこどもの安全確認、安全確保を図ることを目的として、乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認を実施しました。

オ にんしんSOSヨコハマ

妊娠等に悩む方々への相談体制の充実のため、電話やメール、SNSで気軽に相談できる窓口「にんしんSOSヨコハマ」を委託により運営しました。妊娠に悩む当事者だけでなく、取り巻く家族等、多岐にわたる相談を受け、必要に応じて区福祉保健センター等の継続支援につなげました。

（相談内容の例：妊娠判定・不安・緊急避妊、妊娠中の心身のトラブル、経済的な問題等）

表 相談実績数

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談実績数(件)	509	549	409	364	583

カ ファミリーサポートクラス

乳幼児健診等において、育児不安を抱える又は不適切な養育のおそれがあると把握された保護者に対し、虐待予防の支援として、保護者同士が、カウンセラー等専門職を交えて育児に関する悩みを話し合い、育児不安の解消及び母子関係の再構築を図るグループミーティングを実施しました。

表 ファミリーサポートクラスの実績

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実施回数(回)	202	170	196	194	205
参加者実人数(人)	262	203	221	241	237
参加者延べ人数(人)	820	590	618	593	583

キ 産婦健康診査事業

産褥期の心身の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、産後2週間・1か月における産婦健康診査費用の一部を助成しました。EPDS（エジンバラ産後うつ質問票）を健診項目の1つとすることで、産後うつ等の心の不調を抱える人を早期に把握し、必要に応じて、区福祉保健センター等の支援につなげました。

表 産婦健康診査費用補助券の利用状況

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
2週間健診（件）	15,103	13,612	14,757	14,222	13,938
1か月健診（件）	22,019	21,660	21,818	20,485	20,016
合計	37,122	35,272	36,575	34,707	33,954

ク 母子生活支援施設を活用した妊娠期支援事業

妊娠・出産において支援が必要な特定妊婦に対し、妊娠・出産時期の生活支援・育児支援を実施するため、母子生活支援施設の緊急一時保護事業の特例利用として母子生活支援施設に一時的（原則、産前8週、産後8週間）な入所を行います。施設のサポートのほか、訪問指導者（助産師）が育児手技等の専門的な指導を行うことで、深刻な虐待リスクを回避し、母子の生活の安定を図ります。緊急一時保護事業を行っている全7施設で実施しています。

表 実施状況

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
入所人数（人）	6	6	6	7	9
訪問指導者派遣回数（回）	62	49	49	63	62

ケ 医療機関における情報提供書等を活用した情報提供

妊娠・出産・育児期において、養育支援を特に必要とする家庭を早期に把握し、速やかに支援を開始するための取組として、平成26年8月に、診療情報提供料として診療報酬上の算定ができる「要養育支援者情報提供書」の活用方法を紹介した「要養育支援者情報提供書取扱ガイド」を作成し、産婦人科、小児科、精神科の医療機関に配布しました。これまでも、産科医療機関から出産後の母子の退院連絡票を受理した区こども家庭支援課では、家庭訪問を実施し、要保護児童等の把握や支援を行っていましたが、この情報提供書の活用により、妊娠中から支援が必要な特定妊婦等の早期把握・支援における医療機関との連携を深めています。

表 医療機関からの連絡票の受理状況（カッコ内は要養育支援者情報提供書を再掲）

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
件数 （件）	3,042 (957)	3,121 (953)	3,534 (952)	5,259 (941)	4,789 (773)

（3）関係機関が行う虐待の防止のための取組の支援（第4条第3項）

横浜市では、要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関が連携して児童虐待の防止・早期発見から支援に取り組んでいます。児童相談所、区こども家庭支援課、局こどもの権利擁護課がそれぞれ、要保護児童対策地域協議会の構成員を対象に連絡会や研修を実施し、虐待対応における関係機関連携の推進を図りました。

ア 関係機関向けの研修

(ア) 児童相談所が実施した研修（令和5年度）

実施回数 (回)	参加人数 (人)	機関別内訳（参加人数）（人）			
		民生・児童委員	学校	保育園・幼稚園	その他
32	1,284	157	259	0	868

(イ) 区こども家庭支援課が実施した研修（令和5年度）

実施回数 (回)	参加人数 (人)	機関別内訳（参加人数）（人）			
		民生・児童委員	学校	保育園・幼稚園	その他
106	2,650	418	302	713	1,217

(ウ) 局こどもの権利擁護課が実施した研修（令和5年度）

テーマ	講師	参加人数 (人)	機関別内訳（人）			
			民生・ 児童委員	教育 関係	保育園・ 幼稚園	区・児 相等
こどものトラウマ～傷ついた心と向き合うということ～	菊地 祐子氏	403	85	69	96	153

イ 横浜市児童虐待防止医療ネットワーク（YMN）の活動

平成25年11月に市内の中核医療機関等の小児科医が中心となって発足したネットワーク会議は、平成26年12月から要保護児童対策地域協議会の代表者会議の下部組織に位置付けられています。令和5年度は、医療機関が行った虐待事例の診断や連携等をテーマにした事例検討と、CDR（Child Death Review）関連部会、医療ソーシャルワーカーや看護師を中心とした情報交換部会を開催し、CPT（Child Protection Team）の運営や多機関・多職種連携について検討しました。また、研修として、横浜市医師会に委託し、医療機関向け虐待対応プログラム（BEAMS）*Stage 1を開催しました。

*日本子ども虐待医学会が認定する医療機関向けの虐待対応プログラム。Stage 1は児童虐待の定義、対応時の基本的な考え方を学ぶ。

◇参加医療機関

横浜市立大学附属病院、横浜市立大学附属市民総合医療センター、横浜市立市民病院、横浜市みなと赤十字病院、済生会横浜市南部病院、横浜労災病院、済生会横浜市東部病院、国立病院機構横浜医療センター、神奈川県立こども医療センター、聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院、昭和大学横浜市北部病院、昭和大学藤が丘病院（12病院）

◇開催状況

日時	種別	概要	参加人数
R5.7.24	標準化部会	【事例提供機関】 ① 済生会横浜市南部病院 ② 神奈川県立こども医療センター	68人
R6.3.8		【事例提供機関】 ① 昭和大学横浜市北部病院 ② 聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	63人
R5.11.27	情報交換部会	CPTの運営や多機関・多職種連携について/ 重症度の分類評価 【当番病院】 ① 聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院 ② 横浜市立市民病院	41人
R5.11.6	CDR関連部会	「こどもの不審死検証会」 CDRミニレクチャー、事例紹介と模擬CDR	53人
R6.1.22	研修会 (横浜市医師会委託)	医療機関向け虐待対応プログラム (BEAMS) Stage 1 【講師】聖マリアンナ医科大学病院 小児科 栗原 八千代 氏	27人

ウ 各区と医療機関の連絡会の開催

妊娠・出産・育児期に支援が必要な養育者を早期に把握し、医療機関と行政が連携して支援することで、虐待の未然防止・早期発見に繋げるよう、産科・小児科などを中心に連絡会を開催し連携を深めました。

表 区と医療機関の連絡会の実施状況（令和5年度）

開催日	対象病院	主催(病院 or 区)	区
令和5年			
4月8日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	南区
5月1日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	磯子区
6月4日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	南区
7月3日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	磯子区
7月10日	堀病院	区	旭区、保土ヶ谷区、 泉区、瀬谷区
7月21日	済生会横浜市南部病院	病院・区	港南区
8月5日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	南区
8月16日	東條ウィメンズホスピタル	区	港南区
8月17日	済生会横浜市東部病院	病院	神奈川区
8月21日	藤が丘こころのクリニック	病院	青葉区
8月30日	汐見台病院	病院・区	港南区

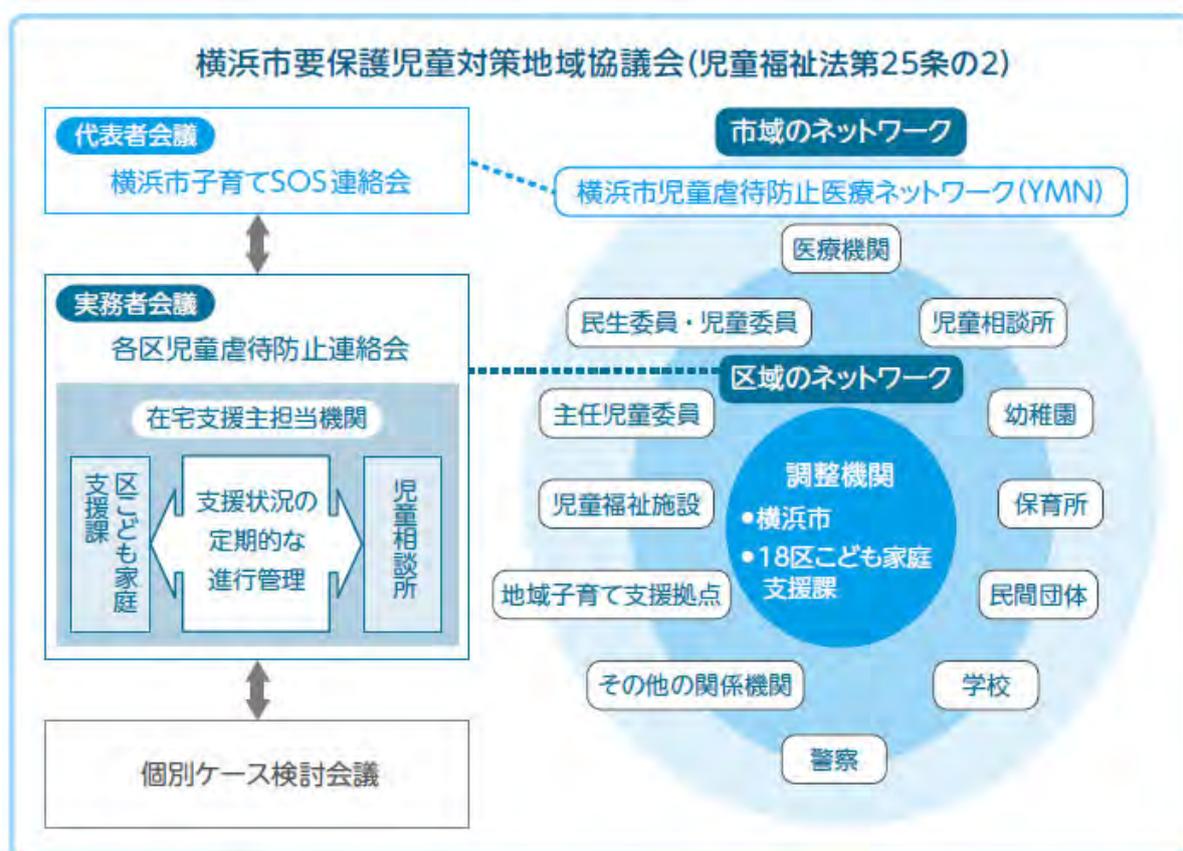
9月4日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	磯子区
9月29日	横浜市立大学附属病院、横浜南共済病院、 山本助産院	区	金沢区
10月7日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	南区
10月11日	平塚市民病院	区	中区
10月26日	済生会横浜市東部病院	病院	神奈川区
10月27日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	中区	中区
11月6日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	磯子区
11月24日	みなと赤十字病院	区	中区
12月6日	昭和大学横浜市北部病院	区	都筑区
12月9日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	南区
12月14日	済生会横浜市東部病院	病院	神奈川区
12月21日	仲町台レディースクリニック	区	都筑区
12月26日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	区	中区
令和6年			
1月5日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	区	中区
1月12日	小児療育相談センター	区	中区
1月22日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	磯子区
1月25日	済生会横浜市南部病院	病院・区	港南区
1月26日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	区	中区
1月30日	神奈川県立こども医療センター	病院	神奈川区
2月3日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	南区
2月21日	横浜労災病院	区	港北区
2月22日	横浜医療センター、戸塚共立レディースクリニック、 あおのウイメンズクリニック	区	戸塚区
2月28日	横浜市総合リハビリテーションセンター	区	港北区
2月29日	済生会横浜市東部病院	病院	神奈川区
3月4日	横浜市立大学附属市民総合医療センター	病院	磯子区
3月6日	神奈川県立こども医療センター	区	中区
3月12日	堀病院	区	瀬谷区

(4) 要保護児童対策地域協議会の円滑な運営、活性化（第4条第5項）

ア 横浜市要保護児童対策地域協議会の活動報告

要保護児童等の早期発見や適切な保護のため、関係者や関係機関が円滑に連携していくことを目的とした要保護児童対策地域協議会を、児童福祉法に基づき設置しています。

○ 横浜市要保護児童対策地域協議会の構成



(ア) 代表者会議（横浜市子育てSOS連絡会）

児童虐待防止のための啓発活動やネットワークづくり等、全市的な児童虐待対策の推進や関連事業の総合調整に関する協議を目的としています。代表者会議の事務局はこども青少年局が担い、年2回定期的に会議を開催しています。平成26年度第2回の会議にて、「横浜市児童虐待防止医療ネットワーク（YMN）」が市域のネットワーク組織の一つとして承認されました。

【令和5年度開催状況 第1回：令和5年6月15日、第2回：令和5年12月7日】

(イ) 実務者会議（区虐待防止連絡会）

各区において、学校、保育所、幼稚園、民生委員、主任児童委員、医療機関、警察等の関係機関が集まり、機関相互の円滑な連携のための情報交換や協議を行っています。実務者会議は事務局を区こども家庭支援課が担い、区を単位とした会議開催に加え、小地域ごとの会議や機関別の会議、また研修会など計844回開催しました。

(5) 精神保健に関する医師の相談や診療を受けやすい環境の整備(第4条第6項)

ア 区の取組

子育て中の養育者の不安軽減や、児童虐待予防のため精神科医や臨床心理士による面接相談を実施することで、養育者の育児不安の解消や精神科医の受診につながりやすくする取組などを実施しました。

表 各区の取組

実施区	事業名	実施回数(回)	参加人数(人)
鶴見区	専門相談	18	30
南区	親カウンセリング	60	71
金沢区	個別カウンセリング	17	26
緑区	ママのハートバランス事業	18	22
都筑区	コアラの相談	10	15
戸塚区	個別カウンセリング	24	37
栄区	妊婦・養育者メンタルヘルス相談	12	29
瀬谷区	母親のためのカウンセリング	16	17

イ 妊産婦メンタルヘルス対策

妊娠・出産に起因する産後うつ病の予防及び早期発見・早期支援を行う体制構築に向けて、産科・精神科等の医療機関や行政等の関係機関の連携を図る連絡会を開催しました。

ウ およこの心の相談事業

産後うつ等の心の不調がある妊産婦とその家族が、精神科医に相談しやすい環境を整備するための「およこの心の相談事業」を7区(神奈川区、港南区、磯子区、金沢区、港北区、青葉区、戸塚区)で実施しました。

(6) 子供が一人の人間として尊重され、虐待から守られるための啓発及び相談先の情報提供(第4条第7項)

ア リーフレット「子どもの権利を守ろう!STOP!子ども虐待」

こどもを虐待から守り、体罰によらない子育てを推進するため、リーフレットを作成し、地域の関係機関へ配布しました。

イ こども本人向け相談チラシ「そうだんするキミはすごいよ」

こども自身が自分の気持ちを伝え、相談できるよう、相談チラシを作成し、区役所や児童相談所、母子生活支援施設での個別支援で活用しました。

ウ こども本人向け啓発動画「あなたの権利を守るために(令和4年度作成)」「ほんとうはちがう(思春期向け)(令和5年度作成)」

こども本人向けの啓発動画を活用し、インターネットやSNS、公共交通機関を活用した広報を行い、こども本人からの相談先を周知しました。

エ 「こども虐待防止市民サポーター講座」の開催

横浜市民や、地域でこどもの支援を行っている方を対象に、こども虐待の基本やこどもの権利、体罰によらない子育てに関する講座を行いました。

(7) 配偶者に対する暴力への対応との連携強化（第4条第8項）

子ども家庭総合支援拠点機能の整備に伴い、区役所子ども家庭支援課で把握したDVと児童虐待が併存する案件を組織的に協議する仕組みを整備し、連携強化に取り組んでいます。

(8) 調査研究の実施、必要な広報啓発活動及び教育の実施（第4条第9項）

ア 親になるための準備

区子ども家庭支援課において、小・中学校等と協働し、命の大切さを伝える赤ちゃんふれあい体験などの「思春期健康教育」を実施し、将来自分が親になることや子育てをイメージする機会をつくる取組を行いました。

表 令和5年度の実施状況

内容	実施区	参加延人数 (人)
小・中学生等を対象にした思春期健康教育	17	8,266

イ 虐待を受けた子供がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析

横浜市児童虐待による重篤事例等検証委員会設置運営要領に基づき、虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、事実の把握、発生要因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討することを目的とし、「児童虐待による重篤事例等検証委員会」を児童福祉審議会児童部会の下部組織として設置しています。

令和5年度は、令和4年度に発生した児童虐待による死亡事例3例について検証を行いました。令和5年7月～令和6年2月に6回の検証委員会を開催し、令和6年4月に児童福祉審議会から報告書が提出されました。また、令和6年6月より、令和4・5年度等に発生した重篤及び死亡事例について検証を開始しています。

ウ 虐待の予防及び早期発見のための方策

各区では、子育ての不安や負担感を減らすとともに、児童虐待の予防や早期発見につながるよう、養育者同士が育児の悩みを相談し合う交流会や育児に関する学習会、養育者向けの講演会等を実施しました。

表 令和5年度の実施状況

内容	実施区	参加人数 (人)
親支援プログラムを活用した養育者支援事業	3	326
養育者の育児不安や悩みの解消のための研修・交流会等	6	475

エ 虐待を受けた子供のケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方

(ア) 被虐待児支援強化事業

児童相談所職員等が専門的な面接技術や診察等に関する知識を習得することを目的に、被害確認面接・系統的全身診察[※]等に関する研修に参加しました。被害児童の心身への影響や不安感等を軽減しながら、的確な支援が行えるように、支援の質の向上に取り組んでいます。

[※] 性的虐待を受けたこどもに対し、専門的な手法で一人の医師が丁寧に全身を問診し、診察する方法です。他の虐待の発見や治療の必要性の検討、客観的証拠の確保及び児童の心理ケア(児童自身の身体に対する漠然とした不安の軽減)に大きな効果があります。

表 被害確認面接研修

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
児童相談所職員 [※] (人)	16	8	3	13	2

[※] 平成27年度までは本市主催研修。平成28年度以降はNPO法人主催の研修へ参加。
令和4年は港区児童相談所と共同開催研修。

表 系統的全身診察トレーニング研修

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
受講者数(医師等)(人)	9	11	9	15	14

(イ) 健全育成事業

児童相談所が児童虐待等を理由に在宅で支援しているこどもを対象に、野外活動や宿泊キャンプなどのレクリエーションを実施し、こどもの活動の様子を保護者と共有して、親子関係の改善などの支援に役立てています。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から令和4年度まで事業実施を中止していましたが、令和5年度から再開しました。コロナ以前は1泊2日でキャンプを実施していましたが、日帰りのレクリエーションとして2回に分け、各所2回ずつで計8回実施しました。事業実施の中でこどもの成長がみられたり、こどもの新たな面を発見し保護者と共有することでこどもの自己肯定感をはぐくむことにつながったり、様々な面でこどもの養育改善・こどもの成長につながりました。

オ 学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割

(ア) 虐待の未然防止及び早期発見

いじめや不登校、虐待などの様々な課題に対応するため、児童支援専任教諭を全小学校に配置し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用しながら、「チーム学校」として区や児童相談所等の関係機関との連携を推進することで、学校における児童虐待の未然防止、早期発見に取り組みました。

- ・児童支援専任教諭(全小学校339校に配置)
- ・スクールソーシャルワーカー(4方面学校教育事務所に、定期的に中学校ブロックを訪問して支援する49人の巡回型担当、OJTを担当する4人のトレーナースクールソーシャルワーカー、事案を管理する4人の統括スクールソーシャルワーカーの合計57人を配置。教育委員会事務局人権教育・児童生徒課には、高校・特別支援学校担当1人と、定時制高校や夜間中学校を担当するユーススクールソーシャルワーカー1人、スクールソーシャルワーカー活用事業を担当する社会福祉職1人、社会福祉職の担当係長1人を配置。)

- ・スクールカウンセラー（小学校に週半日程度、中学校に週1日、全ての学校で相談が受けられる体制で配置）

(イ) 児童虐待対策の推進

教職員に対し、こども青少年局による児童虐待対策に関する研修を実施しました。

表 令和5年度の実績

内容	実施日	対象
新任児童支援・生徒指導専任教諭研修 要保護児童等への支援について ～児童・生徒を児童虐待から守るために～	R5.9月	新任児童支援・生徒指導専任教諭 (109人参加)

(ウ) 放課後児童育成事業関係者への啓発・研修

放課後キッズクラブ、放課後児童クラブ及び特別支援学校はまっ子ふれあいスクールに従事するスタッフを対象に研修を実施しました。

また、こども青少年局放課後児童育成課の巡回相談員8人が、現場訪問時に随時、情報提供や啓発を行いました。

表 令和5年度の実績

内容（講師）	実施日	参加人数 (人)
児童虐待の防止と対応 (講師：中央児童相談所 虐待対応・地域連携課)	R5.9.20	123
	R5.12.13	101

3 市民の責務（第5条関係）・関係機関等の責務（第7条関係）

（1）虐待を防止するための施策への協力、早期発見、啓発等（第7条第1項、第2項、第5項）

ア 横浜市子育てSOS連絡会構成機関の取組一覧（令和5年度）

<p>横浜市医師会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年9月11日に横浜市との共催により、令和5年度横浜市乳幼児健診研修会を開催。 ○ 令和6年1月22日に横浜市からの委託を受け、日本子ども虐待医学会が実施するBEAMS研修のStage1（※1）を開催。 地域の医療従事者等に対して児童虐待防止の意識啓発に向けた取組を実施。 ※1 虐待の早期発見と通告の意義を理解し、虐待の見張り番として医療機関等が適切な行動を取れるようになることを目標とするもの
<p>横浜市 産婦人科医会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 精神科医会と合同で講演会を企画・開催し、相互の連携を推進している。精神疾患を抱える妊婦の診察や治療に有効。 ○ 身体に外傷や痣を認める児童を同伴した母親を見かけた場合の通告対応について、会員に伝達。
<p>横浜市 精神科医会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 育児ストレスによるうつ状態の患者の治療に取り組んでいる。 ○ 産婦人科医会と連携し講演会を実施。 ○ 「おやこの心の相談事業」への協力。
<p>横浜市 歯科医師会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要保護児童対策連絡会地区担当者協議会開催。 ○ 新規学校歯科医研修会での児童虐待対策についての説明。
<p>神奈川県 弁護士会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治体からの推薦依頼に対する対応 神奈川県内の児童相談所設置自治体から当会に対し、児童相談所の常勤・非常勤・嘱託弁護士、児童福祉審議会委員及び第三者委員等の推薦依頼があった際に、推薦者を選定して回答した。 ○ 子どもの相談（対面、電話）、無戸籍相談（電話）の運営 子どもからの相談窓口として、子ども人権相談窓口（対面相談）及び、子どもお悩みダイヤル（電話相談）を運営し、相談内容等の統計を行っている。また、子どもの無戸籍問題について、無戸籍ダイヤル（電話相談）を運営している。 ○ 研究会や勉強会の開催 全国の児童福祉に関わる弁護士が参加する「合同福祉勉強会」において、研究発表を行った（テーマ：親権停止の事例報告・検討）。 子どもの権利・全国イベントとして、6月に子どもの意見表明に関するシンポジウム（「いまこそ学ぼう！子どもアドボカシー」）を企画・実行した。 ○ 児童相談所の非常勤等弁護士や被害児童の代理人として児童虐待事件に関わる部会員へのサポート 児童相談所の非常勤等弁護士や被害児童の代理人として児童虐待事件に関わる部会員から、守秘義務に配慮したうえで相談があった場合に、経験を共有し、知恵を出し、議論し、意見交換することにより、相談者をサポートした。

<p>神奈川県 警察本部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童虐待事案への対応では、児童の安全確保を最優先とした必要な措置を組織一体になって講じている。 ○ 児童虐待が疑われる事案は、児童の安全を直接確認し、事案の危険性・緊急性を総合的に判断し、被害児童の保護や児童相談所への通報など、必要な措置を講じている。 ○ 児童虐待事案に係る児童相談所と警察の連携に関する協定に基づき、児童虐待事案に関する情報共有を図っている。 ○ 児童相談所との連携した取組として、管轄警察署、警察本部関係課との連絡会や、臨検・捜索合同研修を開催した。
<p>横浜地方 法務局 人権擁護課 横浜市 人権擁護委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「こどもの人権 110 番」相談電話（フリーダイヤル）の常設 平日午前 8 時 30 分から午後 7 時まで 法務局職員及び人権擁護委員が対応 ○ 「こどもの人権 110 番」強化週間の実施 令和 5 年 8 月 23 日から同年 8 月 29 日までの相談時間延長 （平日は午前 8 時 30 分から午後 7 時まで、土曜日・日曜日は午前 10 時から午後 5 時まで開設） ○ こども人権 SOS ミニレターの配布 県内全ての小中学生に対し、学校を通じて 5 月から 6 月にかけて配布。 令和 5 年度から児童相談所、フリースクールなどの 54 施設にも配布。 ○ インターネット人権相談 法務省 HP に専用フォームを設け人権相談を受け付けている。 ○ LINE による人権相談 LINE 公式アカウント「SNS 人権相談」を友達登録してもらい、人権相談を受け付けている。 <p>上記の相談や受領したミニレターから児童虐待が疑われる場合、学校及び児童相談所へ連絡し、情報収集及び情報提供等を実施。</p>
<p>横浜市民生委員 児童委員協議会 主任児童委員 連絡会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各区開催の要保護児童対策地域協議会の会議に参加 ○ 関係機関との連携（児童支援、生徒指導専任教諭協議会への参加、SSW との交流、区役所との命の授業、子育てネットワーク会議への参加、保育園長会との交流、保育園・小学校・中学校と情報交換、こんにちは赤ちゃん訪問事業・こども食堂・寄り添い型学習支援事業等への協力など） ○ 子育て家庭への支援（子育てサロン、ひろばなど） 子育ての中での不安や心配事を気兼ねなく話してもらい、安心して相談できる機関があることを伝える。 ○ 啓発活動として、オレンジリボンたすきリレーでは、ゴール会場でブース展示し、虐待防止のチラシや手作りおもちゃを配付
<p>よこはまチャイルドライン</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ フリーダイヤルで月、水、木曜日の 16 時から 21 時まで 18 歳までの子どもの電話相談を受けている。ジャッジすることなく子どもたちの声を受け止め寄り添うことを軸として対応している。 ○ 二次元コード付きカードにリニューアルしたことで、フリーダイヤルやチャットを利用しやすくなった。 ○ SOS を出す練習の電話としても活用してほしい

<p>横浜市社協 児童福祉部会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今年度中に、次期都道府県社会的養育推進計画の策定を迫られている。 ○ 依然として、児童相談所の虐待対応件数が多く、対応体制の整備が遅れている。 ○ 要対協に登録された「要保護児童」「要支援児童」「特定妊婦」への支援体制が具体的に見えない。早期支援による一次予防体制づくりが不十分。
<p>横浜市 幼稚園協会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業推進検討会（横浜市こども青少年局との定例会議）で情報提供を受けて、運営委員会（協会内の役員会等）で報告をしたうえで、各区の園長会等で伝達するとともに、加盟園（247 園）全園にメール配信も併用して情報発信（虐待の報道があった場合を含む）を行っている。 ○ 教職員を対象に、カウンセリングマインド研究会、研究講座等を各 4 回程度開催する中で、保護者の立場に立って話を聴ける教職員の育成に努めている。 ○ 月に 6 回程度、電話による「子育て教育相談」を実施し、臨床心理士が保護者・教職員からの相談を受けている。また、希望により、加盟園への訪問相談も実施している。 ○ 区役所の行う虐待に関する研修会や実務者会議に代表者が参加し、園長会でフィードバックしている。 ○ 園長等向けにメール配信を行っている協会内の「ぷちニュース」に連絡会への参加報告を掲載している。
<p>横浜市 私立保育園 こども園 園長会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身体測定や水遊びなど、子どもたちが服を脱ぐ機会に職員が視診を行い、不自然な傷などの確認をする。 ○ 職員が子どもたちに向けてご飯を食べてきたかさりげなく聞く ○ 職員が子どもたちの昼ごはんの食べ方や量を確認する。 ○ 子どもたちの準備物がそろっているかや汚れていないかを職員が見る。 ○ 子どもたちの口腔の状態やからだの清潔さを職員が確認。 ○ 保護者の方の様子の変化や、話した時の対応に不自然さがないかを確認。 ○ 家で子どもがけがをしたときに、説明に不自然な点がないか保護者に確認し、こどもにもさりげなく確認する。
<p>横浜市立 小学校長会 中学校長会</p>	<p>【小学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年度当初に保護者向け通知発出（学校の通告義務についてのご理解・ご協力） ○ 日頃からの児童生徒の見守り観察（外傷、体格、衛生状態、感情のコントロール不全、対人関係の不安定さ）及び、発見時の迅速な通告/情報提供 ○ 就学児健康診断における虐待の早期発見（未受診家庭も含む） ○ 日常的な情報共有及びそれが可能となるようなネットワークづくり <p>【中学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全校生徒を対象とした定期的な教育相談及び日常的な教育相談（スクールカウンセラー含む） ○ 全家庭を対象とした定期的な保護者面談 ○ 区役所や児童相談所、警察署との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・ 要保護児童対策地域協議会を活用した定期的な情報交換 ・ 各区児童支援・生徒指導専任共有協議会での情報交換 ・ 小学校校長会児童指導研究会及び中学校校長会生徒指導部と児童相談所長との意見交換会

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関等から提供いただいた支援事業や制度等のパンフレットを活用した保護者への啓発
<p>教育委員会事務局 人権教育・ 児童生徒課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年度当初、全保護者あてに児童虐待に関する学校の通告義務についてのご理解、ご協力をお願いを配付した。 ○ 児童相談所との人事交流を継続するとともに、局内プロジェクトにて教育と福祉の相互理解を検討し、連携促進に努めている。 ○ 全専任教諭に研修を実施し、児童虐待に関する対応力の向上を図っている。 ○ 就学時健康診断の実施要領、児童虐待の手引き及びチェックリストを全小学校・義務教育学校に周知し、虐待の早期発見に努めた。あわせて、就学時健康診断におけるSSW（スクールソーシャルワーカー）の学校支援を実施している。 ○ SSWが全ての学校を定期的に訪問する巡回型でSSW活用事業を実施している。学校との情報共有や校内巡回等により、気になる児童生徒の早期発見に努めている。 ○ 全中学校・高等学校の生徒に配布する相談カードに「にんしんSOSよこはま」の案内を掲載し、相談窓口の情報提供を行っている。 ○ SSWが要保護児童対策地域協議会における学校と区役所・児童相談所との情報連携を支援しており、要保護児童等の見守りに必要な情報を確実に区・児童相談所に提供できるように努めている。
<p>市民局人権課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国中学生人権作文コンテスト横浜市大会表彰式（11月）において、他の人権課題とともに、虐待防止を訴える「子ども」に関する人権啓発タペストリーを掲示し、子どもの人権を尊重していくよう発信。
<p>政策局 男女共同参画推 進課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市DV相談支援センター等相談窓口の周知（通年実施） <ul style="list-style-type: none"> ・ 市関連施設、医療機関等を通じたカード配布 ・ SNS（X、LINE）による情報発信 ○ DV等「女性に対する暴力をなくす運動」期間の広報・啓発（毎年11月） <ul style="list-style-type: none"> ・ こども青少年局と連携し、児童虐待防止と女性に対する暴力をなくす運動の周知を一体的に実施（令和5年度は、当課においては、市内施設におけるパープルライトアップ、みなとみらい線各駅のホームドアや新横浜駅内のデジタルサイネージでの広告掲出等を実施） <ul style="list-style-type: none"> ・ 区役所等で啓発タペストリーやポスター展示等のキャンペーンを展開 ・ 市内在住の10代～30代に向けてSNS（Instagram）にてデートDV防止に関する広告を掲出 ○ デートDV防止モデル事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防教育、相談、被害者・加害者向けの回復プログラム、広報啓発を総合的に推進し、予防から回復まで切れ目なく実施 <p>※令和5年3月からは、横浜市民向けのデートDVチャット相談窓口「Yちゃっかる」を開設</p>

(2) 虐待を受けたと思われる子供を発見した場合の通告義務(第5条第3項、第7条第3項)

ア 児童虐待相談の対応状況の経路別件数(令和5年度)

前年度に比べて増加が多かった主な経路は、「学校」からの通告が463件増(27.9%増)、「福祉保健センター」が191件増(13.4%増)、「警察等」が159件増(3.7%増)でした。

(単位:件、%)

区分	区役所			児童相談所			市全体			
	4年度	5年度		4年度	5年度		4年度	5年度		
	件数	件数	前年度比	件数	件数	前年度比	件数	件数	前年度比	構成比
福祉保健センター※1	984	1,123	139 (14.1%)	438	490	52 (11.9%)	1,422	1,613	191 (13.4%)	11.5%
他都道府県市町村	204	223	19 (9.3%)	0	0	0 (—)	204	223	19 (9.3%)	1.6%
児童相談所	164	207	43 (26.2%)	757	797	40 (5.3%)	921	1,004	83 (9.0%)	7.2%
保育所	369	362	▲7 (▲1.9%)	88	122	34 (38.6%)	457	484	27 (5.9%)	3.4%
児童福祉施設等	61	81	20 (32.8%)	103	132	29 (28.2%)	164	213	49 (29.9%)	1.5%
警察等	3	5	2 (66.7%)	4,289	4,446	157 (3.7%)	4,292	4,451	159 (3.7%)	31.7%
医療機関	184	189	5 (2.7%)	169	175	6 (3.6%)	353	364	11 (3.1%)	2.6%
幼稚園	38	41	3 (7.9%)	30	56	26 (86.7%)	68	97	29 (42.6%)	0.7%
学校	628	841	213 (33.9%)	1,034	1,284	250 (24.2%)	1,662	2,125	463 (27.9%)	15.1%
教育委員会等	23	23	0 (0.0%)	12	7	▲5 (▲41.7%)	35	30	▲5 (▲14.3%)	0.2%
児童委員	54	17	▲37 (▲68.5%)	0	4	4 (—)	54	21	▲33 (▲61.1%)	0.1%
家族・親戚	515	566	51 (9.9%)	1,016	901	▲115 (▲11.3%)	1,531	1,467	▲64 (▲4.2%)	10.5%
近隣・知人	306	370	64 (20.9%)	598	568	▲30 (▲5.0%)	904	938	34 (3.8%)	6.7%
児童本人	19	37	18 (94.7%)	173	165	▲8 (▲4.6%)	192	202	10 (5.2%)	1.4%
その他※2	397	344	▲53 (▲13.4%)	321	459	138 (43.0%)	718	803	85 (11.8%)	5.7%
合計	3,949	4,429	480 (12.2%)	9,028	9,606	578 (6.4%)	12,977	14,035	1,058 (8.2%)	100.0%

【注】各表の構成比は、小数点第2位を四捨五入して表記しているため、構成比の合計が100.0%にならない場合があります。

※1: 区子ども家庭支援課が業務(母子手帳交付、乳幼児健診、各種手当手続き、保育所相談等)を契機に把握・対応したもの及び市内他区からの住所異動により引き継いだ案件を含む。

※2: 継続支援中の児童のきょうだい児について、通告等を経ずに支援対象として支援を開始することが望ましいと判断した案件や、児童の状況確認ができず調査や支援等を行った案件等を含む。

4 通告及び相談に係る対応等（第8条関係）

（1）通告の調査、子供の安全確認を行うための措置（第8条第1項）

通告受理機関（児童相談所、区こども家庭支援課）は、児童虐待の通告に対し、速やかに調査を行い、こどもの安全確認を行います。

ア 児童虐待相談の対応件数

（児童虐待（疑いを含む）に係る通告・相談に対し、調査等の対応をした件数）

区分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
区役所（件）	3,947	3,701	3,821	3,949※	4,429
児童相談所（件）	7,051	8,853	7,659	9,028※	9,606
合計（件）	10,998	12,554	11,480	12,977※	14,035

※ 令和6年1月にこども家庭庁から示された解釈に基づき、公表時から件数を修正しています。

イ 相談種別件数（令和5年度）

市全体では心理的虐待の割合が大きく、50.8%となっています。区こども家庭支援課はネグレクトが411件増加しており、児童相談所では心理的虐待の割合が大きく、197件増加しています。

（単位：件、%）

区分	区役所			児童相談所			市全体			
	4年度	5年度		4年度	5年度		件数	構成比		
	件数	件数	前年度比	件数	件数	前年度比		件数	件数	前年度比
身体的虐待	852	787	▲65 (▲7.6%)	2,177	2,247	70 (3.2%)	3,029	3,034	5 (0.2%)	21.6%
性的虐待	7	6	▲1 (▲14.3%)	107	118	11 (10.3%)	114	124	10 (8.8%)	0.9%
心理的虐待	1,271	1,406	135 (10.6%)	5,526	5,723	197 (3.6%)	6,797	7,129	332 (4.9%)	50.8%
ネグレクト	1,819	2,230	411 (22.6%)	1,218	1,518	300 (24.6%)	3,037	3,748	711 (23.4%)	26.7%
合計※	3,949	4,429	480 (12.2%)	9,028	9,606	578 (6.4%)	12,977	14,035	1,058 (8.2%)	100%

※ 各表の構成比は、小数点第2位を四捨五入して表記しているため、構成比の合計が100.0%にならないものがあります。

ウ 年齢別件数（令和5年度）

市全体では「1歳から6歳」の割合が多く、39.6%となっています。区役所は、「7歳～12歳」が216件、「13～15歳」88件と学齢児が増加しています。児童相談所は、「0歳児」の件数の増加率が16.1%と大きくなっています。

（単位：件、%）

区分	区役所			児童相談所			市全体			
	4年度	5年度		4年度	5年度		4年度 件数	5年度		
	件数	件数	前年度比	件数	件数	前年度比		件数	件数	前年度比
0歳	328	349	21 (6.4%)	367	426	59 (16.1%)	695	775	80 (11.5%)	5.5%
1～6歳	2,150	2,267	117 (5.4%)	3,105	3,291	186 (6.0%)	5,255	5,558	303 (5.8%)	39.6%
7～12歳	1,105	1,321	216 (19.5%)	3,204	3,447	243 (7.6%)	4,309	4,768	459 (10.7%)	34.0%
13～15歳	286	374	88 (30.8%)	1,482	1,534	52 (3.5%)	1,768	1,908	140 (7.9%)	13.6%
16歳以上	80	118	38 (47.5%)	870	908	38 (4.4%)	950	1,026	76 (8.0%)	7.3%
合計	3,949	4,429	480 (12.2%)	9,028	9,606	578 (6.4%)	12,977	14,035	1,058 (8.2%)	100.0%

※ 各表の構成比は、小数点第2位を四捨五入して表記しているため、構成比の合計が100.0%にならないものがあります。

エ 主たる虐待者別件数（令和5年度）

市全体では実母によるものの割合が大きく、56.0%となっています。区子ども家庭支援課は実母が377件増加しており、児童相談所でも実母が495件増加しています。

（単位：件、％）

区分	区役所			児童相談所			市全体			
	4年度	5年度		4年度	5年度		4年度	5年度		
	件数	件数	前年度比	件数	件数	前年度比	件数	件数	前年度比	構成比
実父	1,107	1,206	99 (8.9%)	4,188	4,246	58 (1.4%)	5,295	5,452	157 (3.0%)	38.8%
実父以外の父	50	48	▲2 (▲4.0%)	282	314	32 (11.3%)	332	362	30 (9.0%)	2.6%
実母	2,754	3,131	377 (13.7%)	4,227	4,722	495 (11.7%)	6,981	7,853	872 (12.5%)	56.0%
実母以外の母	10	14	4 (40.0%)	39	33	▲6 (▲15.4%)	49	47	▲2 (▲4.1%)	0.3%
その他	28	30	2 (7.1%)	292	291	▲1 (▲0.3%)	320	321	1 (0.3%)	2.3%
合計	3,949	4,429	480 (12.2%)	9,028	9,606	578 (6.4%)	12,977	14,035	1,058 (8.2%)	100.0%

※ 各表の構成比は、小数点第2位を四捨五入して表記しているため、構成比の合計が100.0%にならないものがあります。

（2）通告及び虐待に係る相談に常時対応する体制の整備（第8条第2項）

ア よこはま子ども虐待ホットライン

「よこはま子ども虐待ホットライン」は、24時間365日、フリーダイヤルで児童虐待の相談・通告を受け付けています。

表 令和5年度の実績

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
受付件数（件）	3,218	3,413	3,340	3,183	3,545

（3）通告及び虐待に係る相談がしやすい環境づくり（第8条第3項）

ア 児童相談所全国共通ダイヤル三桁化（189）に伴う対応

本市では、児童相談所全国共通ダイヤルから繋がる連絡内容について、児童相談所や「よこはま子ども虐待ホットライン」に接続されるように対応しています。

イ かながわ子ども家庭110番相談 LINE

令和2年7月1日から、児童虐待の早期発見・対応を目的に、虐待、子育ての不安等の様々な子どもに関する相談を受け付ける「かながわ子ども家庭 110 番相談 LINE」を、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市の5県市で共同運用を開始しました。

令和5年度の横浜市民からの相談件数は2,266件であり、そのうち児童虐待にかかる相談は677件、子ども本人からの相談は763件となっており、それぞれ全体の3割程度となっています。

表 かながわ子ども家庭110番相談 LINE 受付件数 (単位：件)

	2年度 (7月から)	3年度	4年度	5年度
総件数	1,535	2,043	1,671	2,266
(児童虐待の相談件数)	(304)	(471)	(516)	(677)
(子ども本人からの相談件数)	(557)	(779)	(488)	(763)

※ () は総件数のそれぞれの内数

5 情報の共有等（第9条関係）

市及び関係機関は、こどもを虐待から守るため、それぞれが保有する虐待に関する情報を共有するとともに、要保護児童対策地域協議会の活用により相互の連携・協力を図っています。

（1）保有する情報の共有、地域協議会の活用・相互連携体制の整備（第9条第1項）

ア 児童相談所と神奈川県警察の児童虐待事案に係る連携

平成29年2月に児童相談所と神奈川県警察が児童虐待事案に係る連携協定を締結、3月1日に運用を開始しました。児童相談所及び警察が児童虐待対応を行うにあたり、児童の安全確認と安全確保のために必要だと判断される情報を相互に照会し、児童虐待の緊急性などを総合的に判断します。

また、照会を受けた場合は、各機関が必要と認める情報を記録等で確認の上、速やかに電話等で回答することで、より迅速で的確な児童虐待対応に繋がっています。

表 協定に基づく情報共有件数

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
児童相談所から警察に提供（件）	937	765	701	805	1,304
警察から児童相談所に提供（件）	592	1,585	2,810	4,098	3,506
合計（件）	1,529	2,350	3,511	4,903	4,810

イ 要保護児童等進行管理会議

横浜市では、児童相談所と区こども家庭支援課が支援する、進行管理台帳に登録する全ての虐待ケースについて、所属ごとの定期的なアセスメントを行い、3か月に一度「要保護児童等進行管理会議」を開催し、児童相談所と区の両機関によって、ケースの状況把握、援助方針の見直し、個別ケース検討会議の必要性などを検討しています。この検討にあたっては、所属機関（学校、保育所、幼稚園等）からの情報収集や情報提供を積極的に行っています。

平成28年度から、市立学校に在籍する要保護児童等の全数を情報共有する仕組みを構築し、学齢期のこどもの支援における連携が進んでいます。

表 進行管理台帳登録件数

年度	元年度末	2年度末	3年度末	4年度末	5年度末
要保護児童（人）	4,604	4,662	5,265	5,469	5,082
特定妊婦（人）	125	137	112	122	93
合計（人）	4,729	4,799	5,377	5,591	5,175

ウ 個別ケース検討会議

個別ケース検討会議は要保護児童対策地域協議会に位置付け、こどもや養育者に直接関わりがある関係者が集まり、具体的な支援策を検討するための会議です。

会議は、個別事例の状況に応じて随時開催し、関係者が必要な情報を共有して課題や問題点を抽出し、具体的な支援方針と各関係者の役割分担を決定します。令和5年度は1,942回開催し、延べ3,290人について検討しました。

表 個別ケース検討会議開催回数

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
開催回数(回)	1,785	1,540	1,681	1,856	1,942

(2) 要保護児童の転居に伴う引継ぎの徹底(第9条第2項)

要保護児童等として支援をしていたこどもが転居又は転出した場合は、転居先の住所地を所管する市町村若しくは児童相談所に対して、速やかに引継ぎを行いました。

表 要保護児童等の市内外への移管、送付及び受理件数(令和5年度)

担当	他都市へ送付	他都市から受理	市内移管
区こども家庭支援課(件)	214	209	186
児童相談所(件)	354	256	347
合計(件)	568	465	533

6 虐待を受けた子供に対する保護及び支援等（第10条関係）

（1）関係機関と連携した子供の適切な保護及び支援（第10条第1項）

ア 保育所等での被虐待児の見守り

児童虐待の再発防止や深刻化防止のため、被虐待児を優先的に保育所等に入所させ、見守りを行うとともに、公立保育所においては必要となる保育士の配置、民間保育所等については保育士等を確保するための経費の助成を行っています。

表 保育士加配または経費助成の対象児童数（令和6年4月1日現在）

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
対象児童数（人）	34	32	38	44	39

イ 児童家庭支援センターによる養育家庭の支援

子育てにおいて何らかの支援が必要な家庭に対し、子育てに関する悩みや課題に対する相談・助言を行うため、児童家庭支援センターを設置し、相談支援事業、養育家庭等支援事業、地域交流事業、子育て短期支援事業等を実施しています。

児童相談所から委託を受け、一時保護委託を行う場合もあります。

表 設置数及び相談件数

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
設置数（か所）	15	17	17	18	18
相談件数（件）	41,191	44,508	47,908	55,078	63,515

（2）医療機関の従事者、学校の教職員、児童福祉施設の職員等の適切な保護及び支援についての市への協力（第10条第2項）

再掲 関係機関の取組一覧 P.19～22参照

（3）児童福祉法に基づく権限の行使（第10条第3項）

令和5年度、児童相談所では1,755件の一時保護を実施し、そのうち児童虐待を理由とした一時保護は1,093件で、全体の62.3%となりました。

立入調査、出頭要求等は、通常の家門訪問等により児童の安全確認、安全確保ができない場合に実施しますが、令和5年度は立ち入り調査が0件、出頭要求も0件でした。それ以外にこどもの安全を守るために警察への援助要請を11件実施しました。

ア 児童福祉法に基づく一時保護及び委託保護の実績

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
合計（件）	2,007	1,831	1,679	1,844	1,755
一時保護所	1,537	1,443	1,304	1,407	1,308
委託	470	388	375	437	447
うち児童虐待（件）	1,176	1,133	1,064	1,189	1,093

イ 立入調査、出頭要求、再出頭要求、臨検・捜索 件数

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
立入調査（件）	1	1	0	0	0
出頭要求（件）	2	0	2	0	0
再出頭要求（件）	0	0	0	0	0
臨検・捜索（件）	0	0	0	0	0

ウ 弁護士相談

平成6年度から、こどもの権利を守るために児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律等による法的権限の行使(立入調査、臨検・捜索、児童福祉法第28条の請求、親権停止、未成年後見人の専任等)に関する助言、相談を委託弁護士に依頼しています。

また、令和元年度より中央児童相談所に弁護士を常勤配置し、法的対応力の強化を図りました。

(4) 警察への援助要請 (第10条第4項)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
援助要請件数 (件)	8	6	6	18	11

【参考】

- ・ 出頭要求等 (児童虐待の防止等に関する法律第8条の2)
児童虐待が行われているおそれがあると認められるときに、児童の安全確認のために保護者に対して児童を同行して出頭することを求める (出頭要求) ことができる。
- ・ 再出頭要求等 (児童虐待の防止等に関する法律第9条の2)
保護者が、第8条の2の出頭要求又は法第9条の立入調査を拒否した場合に、児童の安全確認のために保護者に対して児童を同行して出頭することを求める (出頭要求) ことができる。
- ・ 臨検、捜索等 (児童虐待の防止等に関する法律第9条の3)
出頭要求又は立入調査が拒否された場合に、裁判官が発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検、捜索ができる。

(5) 措置、一時保護等の解除時の配慮 (第10条第5項)

児童福祉法では児童養護施設等への入所は原則18歳*までとなっています。施設等を退所した児童に対しては、安定した生活の基盤がつくれるよう、入所中から退所後を通じて、就労や進学をはじめ、生活全般にわたる相談、情報提供等を行っています。

* 平成28年5月の児童福祉法の一部改正によって自立援助ホームは大学等に就学中に限り22歳の年度末まで延長が可能となりました。

ア 施設等退所後児童アフターケア事業

入所中から退所後を通じて、仕事、生活、住まいに関することや、各種公的手続の案内など生活上の様々な悩み事・困りごとを解決する支援をセミナー開催や個別訪問により行いました。施設等退所者、入所児童の居場所として「B4S PORT よこはま (ビーフォーエス ポート よこはま) ※」を運営し、交流や相談、情報提供の場としています。※令和6年8月1日によこはま Port For から名称変更

表 居場所利用実績

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
居場所利用者数 (人)	551	428	702	708	602

・利用登録者数(累計)487人

イ 資格等取得支援事業

施設等退所後に、進学や就労等により社会で自立した生活を安定して送れるよう、資格取得資金や就学資金の助成を行いました。

表 給付実績

	元年度		2年度		3年度	4年度	5年度
資格等取得支援費（人） （普通自動車免許取得）	3		3		8	3	4
専門学校・大学等への 初年度納入金（人）	13		15		20	19	24
大学進学等自立生活資金 （家賃補助）（人） ※令和3年度から実施	-		-		0	2	5
大学進学等自立生活資 （カナエール）（人） ※令和2年度事業終了	新規	継続	新規	継続	-	-	-
	-	6	-	2			

ウ 里親・ファミリーホームへの委託

社会全体で子どもを育てる社会的養護として、里親やファミリーホームに児童を委託し、よりきめ細かい家庭的な環境で養育を行っています。

より多くの児童を里親家庭に委託できるよう、制度への理解を深め、里親登録につなげるための説明会や広報啓発活動を行いました。

ファミリーホームでは、児童養護施設等の職員または里親としての経験がある人が養育者となり、地域の一般家屋で5～6人の児童を家庭的な環境で養育しています。

表 里親への委託状況

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
認定里親数（組）	196	191	221	246	277
委託里親数（組）	63	75	72	87	101
委託児童数（人）	77	89	86	102	110

表 スキルアップ研修の実施状況

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実施回数	2	0	2	0	0
受講世帯数	22	0	10	0	0

表 ファミリーホームへの委託状況

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
ホーム数（か所）	5	5	5	6	7
委託児童数（人）	23	21	21	22	30

表 年度中に新規または措置変更で里親またはファミリーホームに委託された児童

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
委託児童数（人）	34	28	29	33	58

7 虐待を行った保護者への支援、指導等（第11条関係）

（1）虐待を行った保護者に対し、子供との良好な関係を再構築するための支援（第11条第1項）

ア 児童相談所の取組

児童福祉司の面接や家庭訪問、児童心理司の心理判定・面接、医師の意見等、専門的な関わりを通して、虐待の再発防止策を保護者とともに考えます。こどもの特性や保護者の状況を踏まえて、それぞれの家庭にあった支援を行っています。

（ア）家族再統合事業

一時保護中の児童や児童福祉施設に入所中の児童とその家族を対象に、親子関係の再構築とこどもの家庭復帰を目的とし、家族再統合に向けて取り組む目標を設定し、こどもや養育者と共有しながら支援を進めました。必要に応じ、親子観察、家族支援室の利用、カウンセリング、母と子のグループ（MCG）等を進めています。

表 家族再統合件数の推移

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
家族再統合件数（件）	192	266	216	282	327

イ 区の取組

こどもの養育に不安を持つ養育者のカウンセリングを行うための事業などに取り組みました。

（第4条第6項の再掲 P.15参照）

（2）虐待の再発防止のための指導又は助言その他の支援（第11条第2項）

ア 児童相談所の取組

（ア）養育支援家庭訪問事業

児童虐待等の問題を抱える家庭に養育支援家庭訪問員及び、養育支援ヘルパーを派遣し、児童の養育の相談・支援を通して、児童虐待の発生・再発防止を図りました。

表 養育支援家庭訪問員訪問実績 令和5年度実数 248世帯

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
中央児童相談所（回）	752	1,068	1,184	1,397	1,318
西部児童相談所（回）	651	911	989	1,059	831
南部児童相談所（回）	809	733	826	735	805
北部児童相談所（回）	794	909	849	669	771
合計（回）	3,006	3,621	3,848	3,860	3,725

表 ヘルパー派遣実績 令和5年度実数 106世帯

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
中央児童相談所（回）	2,223	2,719	2,989	3,140	2,781
西部児童相談所（回）	1,738	1,189	1,152	1,536	1,901
南部児童相談所（回）	661	796	752	756	837
北部児童相談所（回）	2,205	2,922	2,956	2,327	3,056
合計（回）	6,827	7,626	7,849	7,759	8,575

(イ) カウンセリング強化事業

虐待相談の中で、保護者へのカウンセリングが有効と見込まれる場合、医療機関（精神科クリニック）に委託して、保護者のカウンセリングを実施しました。

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
カウンセリング回数（回）	30	53	46	21	50
実人数（人）	7	11	10	6	10

(ウ) 「STOP！子どもの前でのおとなのケンカ」（リーフレットの配布）

こどもの面前での夫婦喧嘩やDVがこどもに及ぼす影響について、理解を深め再発防止につながることを目的としたリーフレットを作成し配布しています。

8 妊娠中の女性及び胎児の健康保持等（第12条関係）

（1）妊娠中の女性への保健指導及び健康診査（第12条第1項）、妊娠中の女性とその配偶者及び同居者への支援（第12条第2項）

ア 妊婦健康診査事業

健やかな妊娠と出産のために、国が定める標準的な妊婦健康診査の受診回数14回について、経済的負担の軽減を図るために妊婦健康診査費用補助券（以下「補助券」という。）を交付し、受診勧奨を行いました。

妊婦健康診査を実施する医療機関については、里帰り先等においても妊婦の経済的負担の軽減を図るため、横浜市医師会のほか居住地以外の病院、診療所、分娩を取り扱う助産所と契約し受診環境を整備しました。

表 妊婦健康診査費用補助券等の利用状況

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
補助券利用述べ数（件）	323,591	307,475	304,048	288,440	279,828

イ 妊婦歯科健康診査事業

妊娠期における歯科疾患の予防、早期発見、早期治療につなげ母体と胎児の健康増進を図ることを目的に、妊婦歯科健康診査無料受診券を交付し受診を勧奨しました。

表 妊婦歯科健康診査の実施状況

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
受診者数（人）	10,342	9,796	10,705	10,367	10,221
委託歯科医療機関数（か所）	1,440	1,448	1,486	1,474	1,480

ウ 妊娠届出時の看護職等による面談の実施（再掲）P. 8 参照

エ 母子保健コーディネーターの配置（再掲）P. 9 参照

オ 母親教室・両親教室

妊娠中の健康管理や生活の仕方、出産の準備や出産時の対応並びに新生児の育児に関する基本的な知識や技術を学び、妊娠、出産、子育ての不安を解消するとともに、地域での子育ての仲間づくりをすすめ、親になる準備教育を全区で実施しました。

また、各区では、個性ある区づくり推進費自主企画事業として就労中の妊婦や夫婦での参加に配慮し、土曜日に両親教室を開催し、沐浴体験や赤ちゃんの泣きの対応や先輩ママパパの体験談を聴くなど赤ちゃんのいる生活の体験学習などの教育を実施しました。

表 母親教室・両親教室の実施状況

（単位：回、人）

年度	元年度		2年度		3年度		4年度		5年度	
	実施回数	参加実人数	実施回数	参加実人数	実施回数	参加実人数	実施回数	参加実人数	実施回数	参加実人数
母親（両親）教室 （局事業）	657	6,726	548	4,425	682	4,939	682	5,043	683	5,379
土曜両親教室 （区づくり事業）	98	3,455	82	1,929	124	2,873	235	5,057	178	3,820
合計	755	10,181	630	6,354	806	7,812	917	10,100	861	9,199

9 子供虐待防止の啓発（第13条関係）

こどもを虐待から守り、市民の虐待の防止等の取組への理解及び協力を求めるため、毎月5日を子供虐待防止推進の日と定め、毎年11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンと共に、こども青少年局、各区こども家庭支援課、各児童相談所が虐待防止に関する啓発活動を実施しました。

（1）区こども家庭支援課が実施した啓発活動（第13条）

各区のこども家庭支援課は、それぞれ区民向けのイベントや啓発キャンペーン、講演会などを企画し、虐待防止やオレンジリボンの普及啓発、条例の周知等に取り組みました。

表 令和5年度 広報等実績

	回数（回）	取組内容
区民向けイベント	22	区民まつりでオレンジリボン・啓発グッズ配布、キャッピー缶バッジづくり、虐待防止啓発パネル掲示等
区民向け講演会	42	体罰によらない子育て講座、こどもの権利を守るために地域でできること、こどものしつけについて等
区民向け広報・啓発 その他	212 35	こども向け啓発動画・しおり作成、商店街店舗でのオレンジリボン横断幕掲示、虐待予防のぼり旗展示、乳幼児健診で虐待予防リーフレット配付、窓口での啓発物品・チラシ配布等
合計	311	

（2）こども青少年局が実施した啓発活動（第13条）

こども虐待の防止と体罰等によらない子育てを啓発する動画を活用し、インターネットやSNS、公共交通機関における広報啓発や、神奈川県、川崎市、相模原市、及び横須賀市と共同運用しているSNS（LINE）での虐待相談「かながわ子ども家庭110番相談LINE」について、さらなる周知を図るなど、こどもや子育て世代からの相談機会を増やす取り組みを行いました。

また、横浜市民や地域でこどもの支援を行っている方を対象に、こども虐待の基本やこどもの権利、体罰によらない子育てに関する講座「こども虐待防止市民サポーター講座」を実施しました。

11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」では、神奈川県内自治体で協力し、合同ライトアップを実施しました。

さらに、「地域活性化に関する包括連携協定」を締結している、日本KFCホールディングス株式会社と連携し、児童虐待防止広報啓発リーフレットの配付、オレンジリボンキャンペーン等を行いました。

また、「子ども虐待防止オレンジリボンたすきリレー」の実行委員として、運営及び中継拠点のサポートや、ゴール会場での啓発ブースの出店を横浜市主任児童委員連絡会と協働して行いました。

ア 児童虐待防止広報啓発事業報告（令和5年度）

こども青少年局が、令和5年度に実施した広報・啓発活動は以下の事業一覧のとおりです。

表 令和5年度児童虐待防止広報・啓発一覧（こども青少年局）

	実施期間・日	実施（予定）事項の具体的内容
1	通年	毎月5日に市営地下鉄ブルーライン車内のLCD広告を掲載
2	通年	毎月5日にケンタッキーにて啓発リーフレット配付
3	通年	令和5年度 子育てガイドブック「どれどれ」への虐待防止記事掲載
4	8月1日～ 1月15日	「かながわ子ども110番相談LINE」のInstagram広告を実施
5	8月1日～ 1月15日	「かながわ子ども家庭110番相談LINE」のLINE広告を実施
6	9月27日～ 1月15日	「かながわ子ども110番相談LINE」のYouTube広告を実施
7	10月20日	オレンジリボンたすきリレーのゴール会場で児童虐待に関する広報啓発を実施
8	10月16日～ 11月30日	Instagram広告、Facebook広告、Google広告で体罰等によらない子育てに関する啓発動画を掲出
9	10月30日～ 11月12日	相鉄線、横浜市営地下鉄で体罰等によらない子育てに関する啓発動画を掲出
10	11月4日	神奈川県内自治体で合同オレンジライトアップ
11	11月 1日～5日	よこはまコスモワールド大観覧車「コスモクロック21」のオレンジライトアップ
12	11月	横浜市庁舎で児童虐待防止オレンジライトアップ
13	11月	横浜市公式YouTubeで思春期向け啓発動画を公開
14	11月	横浜市公式X（旧Twitter）アカウントで思春期向け啓発動画を発信
15	11月	みなとみらい線ホームデジタルサイネージで青少年向け動画を配信
16	11月4・5日	プロバスケットボールチーム「横浜エクセレンス」試合会場で広報啓発としてオレンジリボン等を配付
17	2月	Instagram広告、Facebook広告、LINE広告で青少年向け動画を掲出
18	2月2日	「こども虐待防止市民サポーター講座」を実施

◇ こども本人向けの啓発動画を
活用し、インターネットやSNS、
公共交通機関を活用した広報を行い、
こども本人からの相談先を
周知しました。



<思春期向け啓発動画> 「ほんとうはちがう」

◇横浜市民や、地域でこどもの
支援を行っている方を対象に、
こども虐待の基本やこどもの権利、
体罰によらない子育てに関する
講座「こども虐待防止市民
サポーター講座」を行いました。



◇11月の「オレンジリボン・
児童虐待防止推進キャンペーン」
に合わせて、神奈川県内自治体で
協力し、11月4日(土)に
合同ライトアップを実施しました。

また、本市経営責任職以上の
オレンジリボンの着用と、職員の
名札用バナー着用の協力を依頼
しました。

【名札バナー】



明日をひらく都市
OPEN x PIONEER
YOKOHAMA

横浜市 記者発表資料

令和5年10月25日
こども青少年局こどもの権利課

横浜の夜がオレンジ色に染まる!

史上初! 11月4日に県内自治体で合同オレンジライトアップを実施します

横浜市こども虐待防止キャラクター
キャッピー

横浜市では、国が毎年11月に実施する「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」に合わせて、児童虐待防止のシンボルカラーであり、「子どもたちの明るい未来を示す色」であるオレンジ色へのライトアップを実施しています。
今年度は、初めての試みとして、神奈川県内自治体で協力し、**11月4日(土)に合同ライトアップを実施します。**

昨年のライトアップの様子

横浜市庁舎

コスモクロック21

神奈川県庁舎

横浜市こども虐待防止のキャラクター
名前は、キャッピー (CAPY) です。

[Child Abuse Prevention in Yokohama]

= [よこはま こども虐待防止] の意味です。

児童虐待防止のイベントに参加し、横浜市の子育てを
応援しています。



横浜市子供を虐待から守る条例

子供は国の宝である。そして、子供は円満な家庭において慈しみと愛情を持って育てられる存在である。しかし、昨今の社会状況を鑑みると、児童虐待の認知件数は年々増加しており、児童虐待の加害者のほとんどは実の親という状況に、強い危機感を持つものである。

子育ての第一義的責任は家庭にあることはいうまでもないが、家庭の養育力が低下していることが懸念される中で、大人の都合が優先されるのではなく、子供にとって適切な環境が保障される視点が何よりも優先されるべきと考える。

横浜は、子供に優しい街を目指し、子供が虐げられ、傷つくことが決してないように、全ての市民が一体となって、地域の力で子供と家庭を支える環境づくりを構築するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、子供を虐待から守るための基本理念を定め、横浜市（以下「市」という。市民（市内で活動する者及び団体を含む。以下同じ。）、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた子供の保護その他子供を虐待から守るための施策の基本的事項を定めることにより、子供を虐待から守る施策を総合的に推進し、もって子供の心身の健やかな成長に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子供 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）第2条に規定する児童をいう。
- (2) 保護者 法第2条に規定する保護者をいう。
- (3) 虐待 法第2条に規定する児童虐待をいう。
- (4) 関係機関等 学校、児童福祉施設、医療機関、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第2項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。以下同じ。）その他子供の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、弁護士、配偶者暴力相談支援センターの職員その他子供の福祉に職務上関係のある者をいう。
- (5) 通告受理機関 横浜市児童相談所条例（昭和31年10月横浜市条例第42号）第1条に規定する児童相談所及び横浜市保健所及び福祉保健センター条例（平成13年9月横浜市条例第38号）第3条第1項に規定する福祉保健センターをいう。

- (6) 子供の品位を傷つける行為 保護者がしつけに際し、子供に対して行う肉体的苦痛又は精神的苦痛を与える行為（当該子供が苦痛を感じていない場合を含む。）であって、子供の利益に反するもの（虐待に該当するものを除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 市、市民、保護者及び関係機関等は、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為が子供の人権を著しく侵害し、子供の心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、子供が虐待から守られるべき存在であることを認識するとともに、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為への対応に当たっては、子供にとって最善の利益を考慮しなければならない。

- 2 市、市民、保護者及び関係機関等は、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為がなく、全ての子供が一人の人間として尊重され、健やかに成長することができる社会の形成に取り組まなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為を防止するために、市民及び関係機関等と連携し、子育て支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の9に規定する子育て支援事業をいう。以下同じ。）の充実及び着実な実施その他子供が安心して育つことができる環境の整備に努めなければならない。

- 2 市は、市民及び関係機関等と連携し、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為の予防及び早期発見に努めなければならない。
- 3 市は、関係機関等が行う虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為の防止のための取組を積極的に支援しなければならない。
- 4 市は、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為の予防及び早期発見その他の虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為の防止に関する専門的な知識及び技術を有する職員の育成を図り、通告受理機関に適正に配置しなければならない。
- 5 市は、関係機関等との連携を強化するため、児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）の円滑な運営の確保及び協議の活性化を図るものとする。
- 6 市は、心の健康の保持に支障が生じていることにより虐待を行うおそれがある保護者等を支援するため、診療科に精神科又は神経科を有する医療機関と連携し、精神保健に関して専門的知識を有する者による相談、精神保健に関して学識経験を有する医師の診療等を受けやすい環境の整備その他の必要な施策を講じなければならない。
- 7 市は、子供に対し、自身が一人の人間として尊重され、虐待から守られるべき存在であることを認識するための啓発活動並びに虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為に関する相談先等の情報の提供を行うものとする。
- 8 市は、虐待と子供が同居する家庭における配偶者に対する暴力（法第2条第4号に規定する配偶者に対する暴力をいう。以下同じ。）が相互に関連して行われていることが多い現状を踏まえ、その対応に当たっては、相互の連携を強化するものとする。
- 9 市は、子供を虐待から守るため、次の各号に掲げる事項に関する調査研究等を行うとともに、必要な広報その他の啓発活動及び教育に努めなければならない。
- (1) 親になるために必要な知識及び命の大切さ
 - (2) 虐待を受けた子供がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析
 - (3) 虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為の予防及び早期発見のための方策
 - (4) 虐待を受けた子供のケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方

- (5) 学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割
- (6) 体罰その他の子供の品位を傷つける行為によらない子育ての方法
- (7) 子供が同居する家庭における配偶者に対する暴力が子供の成長及び発達に及ぼす影響
- (8) 保護者の子供への不適切な養育が子供の成長及び発達に及ぼす影響

(市民の責務)

第5条 市民は、第3条の基本理念を理解し、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為を防止するよう努めなければならない。

- 2 市民は、子育てに係る保護者の負担を理解し、地域において子供及び保護者を見守り、かつ、子供及び保護者への声かけ等を行うことを通じて、子供及び保護者との関わりを深め、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。
- 3 市民は、虐待を受けたと思われる子供を発見した場合は、速やかに、通告受理機関に法第6条第1項の規定による通告（以下単に「通告」という。）をしなければならない。
- 4 市民は、通告受理機関が行う子供の安全の確認及び安全の確保に協力するよう努めなければならない。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、子育てに関する知識の習得に努め、虐待を決して行ってはならず、体罰その他の子供の品位を傷つける行為をしてはならない。

- 2 保護者は、自らが子育てについての第一義的責任を有するものとして、子供に愛情を持って接するとともに、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為が子供の心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えることを深く認識し、子供の自主性及び自発性を育む健全な養育に努めなければならない。
- 3 保護者は、子供の心身の健康の保持、安全の確保等に当たっては、年齢に応じた配慮を怠ってはならず、特に乳児及び幼児（児童福祉法第4条第1項第1号及び第2号に掲げる乳児及び幼児をいう。）については、自ら心身の健康を保持し、又は安全を確保するための能力がなく、又は著しく低いことを認識しなければならない。
- 4 保護者は、子育てに関し支援等が必要となった場合は、積極的に子育て支援事業を利用するとともに、地域活動に参加すること等により、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。
- 5 保護者は、通告受理機関が行う子供の安全の確認及び安全の確保に協力しなければならない。
- 6 保護者は、子育てに関して、市長、通告受理機関又は関係機関等による指導又は助言その他の支援を受けた場合は、これらに従って必要な改善等を行わなければならない。

(関係機関等の責務)

第7条 関係機関等は、市が実施する子育て支援に係る施策その他虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為を防止するための施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 関係機関等は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。
- 3 関係機関等は、虐待を受けたと思われる子供を発見した場合は、速やかに、通告受理機関に通告をしなければならない。
- 4 関係機関等は、虐待を防止するため、通告受理機関による調査等に協力するよう努め

なければならない。

- 5 関係機関等は、保護者が関係機関等による子育て支援事業その他の子育て支援に係る制度等を利用したときその他多様な機会を通じ、虐待の防止に係る啓発等に努めなければならない。

(通告及び相談に係る対応等)

- 第8条 通告受理機関は、通告があった場合は、速やかに、当該虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは、当該子供との面会その他の当該子供の安全の確認を行うための措置を講じなければならない。虐待に係る相談があった場合及び他の市町村又は都道府県若しくは他の市の設置する児童相談所若しくは福祉事務所から虐待に係る引継ぎを受けた場合も、同様とする。
- 2 市は、通告並びに虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為に係る相談に常時対応することができる体制を整備するよう努めなければならない。
- 3 市は、通告又は虐待若しくは体罰その他の子供の品位を傷つける行為に係る相談をした者が特定されないよう必要な措置を講ずるとともに、通告並びに虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為に係る相談がしやすい環境づくりに努めなければならない。

(情報の共有等)

- 第9条 市及び関係機関等は、子供を虐待から守るため、それぞれが保有する虐待に関する情報を共有するとともに、地域協議会の活用その他相互の連携及び協力を図るための体制の整備を行わなければならない。
- 2 市長及び通告受理機関の長は、虐待を受けた子供が転出（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第15条の3第1項に規定する転出をいう。）又は転居（同法第23条に規定する転居をいう。）をした事実が判明した場合は、速やかに、当該転出先又は転居先の住所地を所管する通告受理機関又は他の市町村若しくは都道府県若しくは他の市の設置する児童相談所若しくは福祉事務所に連絡し、適切に当該虐待に係る引継ぎを行わなければならない。

(虐待を受けた子供に対する保護及び支援等)

- 第10条 市は、関係機関等と連携し、虐待を受けた子供に対し、心身の健全な発達を促進するため、適切な保護及び支援を行うよう努めなければならない。
- 2 診療科に小児科等を有する医療機関の従事者、学校の教職員、児童福祉施設の職員等は、子供の状態を確認しやすい立場にあることを自覚し、適切な保護及び支援について市に協力しなければならない。
- 3 市長及び通告受理機関の長（これらの補助機関である職員を含む。）は、法第8条第2項の規定による安全の確認若しくは一時保護（以下「安全の確認等」という。）、法第9条第1項の規定による立入り若しくは調査若しくは質問（以下「立入調査等」という。）、法第9条の3第1項の規定による臨検若しくは捜索若しくは同条第2項の規定による調査若しくは質問（以下「臨検等」という。）に係る権限その他の法第8条から第9条の3までの規定による権限を行使することができるときは、関係機関等の協力を得て、速やかに、当該権限を行使しなければならない。
- 4 市長及び児童相談所長は、安全の確認等、立入調査等又は臨検等の執行に際し、必要があると認めるときは、法第10条第1項の規定に基づき警察署長に対し援助要請を行うことができる。

5 市長及び児童相談所長は、児童福祉法第27条第1項第3号の措置を解除しようとするとき、若しくは同条第5項の規定により意見を述べようとするとき、又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護を解除しようとするときは、親子の再統合への配慮その他の当該子供が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮の下に、慎重に判断しなければならない。

(虐待を行った保護者への支援、指導等)

第11条 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子供との良好な関係を再構築するための支援に努めなければならない。

2 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、虐待の再発防止のための指導又は助言その他の支援を行うものとし、当該保護者は、これらに従って必要な改善等を行わなければならない。

(妊娠中の女性及び胎児の健康保持等)

第12条 妊娠中の女性は、胎児が出生後心身ともに健全に成長していくため、母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導及び健康診査を積極的に受けるなど、自己及び胎児の健康の保持及び増進に努めなければならない。

2 妊娠中の女性の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)及び同居者は、当該妊娠中の女性の身体的及び精神的な負担を軽減し、当該妊娠中の女性が安心して生活することができるよう配慮しなければならない。

3 診療科に産婦人科又は産科を有する医療機関は、妊娠中の女性に対し、第4条第6項の規定により講じられた施策その他胎児が出生後心身ともに健全に成長していくために講じられた施策等の周知を図るよう努めなければならない。

(子供虐待防止の啓発)

第13条 子供を虐待から守り、市民に虐待の防止等の取組への理解及び協力を求めるため、毎年11月を児童虐待防止推進月間とし、毎月5日を子供虐待防止推進の日とする。

(財政上の措置)

第14条 市は、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為を防止するための施策を推進するに当たり、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市会への報告)

第15条 市長は、毎年、市会に通告の状況その他虐待の防止に係る取組の状況等を報告しなければならない。

附 則

この条例は、平成26年11月5日から施行する。

附 則(令和3年10月条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。

